

平成 2 5 年川西町議会

第 1 回定例会会議録

開会 平成 2 5 年 3 月 1 1 日

閉会 平成 2 5 年 3 月 1 9 日

平成 2 5 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

平成 2 5 年川西町議会第 1 回定例会会議録（開会）

招集年月日	平成 2 5 年 3 月 1 1 日		
招集の場所	川西町役場議場		
開 会	平成 2 5 年 3 月 1 1 日 午前 1 0 時宣告		
出席議員	1 番 勝島 健	2 番 堀 格	3 番 伊藤彰夫
	4 番 石田三郎	5 番 今村榮一	6 番 松本史郎
	7 番 寺澤秀和	8 番 森本修司	9 番 杉井成行
	10 番 中嶋正澄	11 番 芝 和也	12 番 大植 正
欠席議員			
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	町長 上田直朗	副町長 松本ひろ子	
	教育長 山嶋健司	理事 坂口 歩	
	総務部長 森田政美	福祉部長 下間章兆	
	産業建設部長 松本雅司	会計管理者 寺澤伸和	
	教育次長 栗原 進	水道部長心得 福本哲也	
	財政課長 西村俊哉		
	監査委員 木村 衛		
本会議に職 務のため出 席した者の 職氏名	議会事務局長 高間隆弘		
	モニター係 増井 肇		
本日の会議 に付した事 件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した		
	11 番 芝 和也 議員	12 番 大植 正 議員	

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成25年3月11日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		諸報告 議会報告
	報告第1号	監査委員に提出された住民監査請求について
	報告第2号	定期監査報告について
第 4		一般質問
第 5	議案第1号	平成25年度川西町一般会計予算について
第 6	議案第2号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第 7	議案第3号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第 8	議案第4号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第 9	議案第5号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について
第10	議案第6号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第11	議案第7号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計予算について
第12	議案第8号	平成25年度川西町水道事業会計予算について
第13	議案第9号	平成24年度川西町一般会計補正予算について
第14	議案第10号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第15	議案第11号	平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第16	議案第12号	平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第17	議案第13号	平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

第 18	議案第 14 号	平成 24 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第 19	議案第 15 号	平成 24 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第 20	議案第 16 号	平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 21	議案第 17 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第 22	議案第 18 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 23	議案第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 24	議案第 20 号	川西町まちづくり基金条例の制定について
第 25	議案第 21 号	川西町手数料条例の一部改正について
第 26	議案第 22 号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 27	議案第 23 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
第 28	議案第 24 号	川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第 29	議案第 25 号	川西町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
第 30	議案第 26 号	川西町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
第 31	議案第 27 号	川西町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
第 32	議案第 28 号	川西町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
第 33	議案第 29 号	川西町下水道条例の一部改正について
第 34	議案第 30 号	川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第 35	議案第 31 号	川西町消防団条例の制定について
第 36	議案第 32 号	川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について

第 37	議案第 33 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の制定について
第 38	議案第 34 号	川西町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について
第 39	議案第 35 号	川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約について
第 40	議案第 36 号	磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について
第 41	議案第 37 号	磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更について
第 42	議案第 38 号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について
第 43	議案第 39 号	権利の放棄について

(午前10時00分 開 会)

議 長（森本修司君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成25年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。諸議案につきましては、円滑に議事を進められて、適正・妥当な議決に達せられますよう、議会運営に御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） おはようございます。

本日、3月の定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中御参集いただきまして、大変御苦労さんでございます。平素は川西町の発展のために何かと御尽力をいただき、また御支援、御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

この3月定例議会は、今、議長さんからも御挨拶にございましたように、新年度予算を審議いただきます議会でございます。多数の関係の議案がございますが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 芝和也君及び12番 大植正君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの9日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として、さきの定例会以降陳情のありました請願・陳情書3件をお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

行政報告として、報告第1号、監査委員に提出された住民監査請求について、報告第2号、平成24年12月より平成25年2月期までの例月出納監査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 監査報告を申し上げます。

まず1つ目でございますが、住民監査請求が出ておりまして、それに関しまして町長並びに水道事業管理者に対し、業務改善要望をいたしました。その結果を報告申し上げます。

平成24年12月7日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づいて提出されました公共下水道事業特別会計及び水道事業会計に係る住民監査請求に関しまして、監査委員が改めて調査いたしましたところ、両会計ともに従前より引き継いだ事務の方式を改善することなく遂行されており、そのことによって少なからず混乱を招くなど、会計処理上、適切さに欠ける部分のあることが判明いたしました。

また、水道料金等の滞納整理事務につきましても、手続に係る基本的な要領は制定してありますが、滞納整理に関する具体的な対応について規定がなく、滞納徴収の進捗管理を怠っているとまでは言えないものの、不十分な対応が見受けられました。

このようなことを踏まえまして、平成25年2月7日付で、町長及び水道管理者に対しまして、公共下水道事業及び水道事業の会計処理並びに料金の滞納債権の管理につきましても、改めて全体的な調査を行うとともに、諸規定の充実等制度の改善と関係職員の意識改革について、速やかに対策を講じて、適切に事務処理が行われるよう善処されたい旨、お手元の資料に記載のとおり要望いたしましたので、御報告申し上げます。

続きまして、例月監査の結果を御報告申し上げます。

大植監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成24年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行につきましても、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、住民監査請求に係る調査の結果も踏まえながら、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましても、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

9番 杉井成行君。

9番議員（杉井成行君） 議長の許可を得ましたので、防犯カメラの設置状況について一般質問を行います。

近年、凶悪な事件が新聞、テレビをにぎわしていますが、町民の安全安心な生活のために、主要箇所には防犯カメラの設置が必要と考えております。プライバシー等、設置状況を考慮して、早急に整備されることを要望いたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 防犯カメラの設置のことでございます。

まず、本町の犯罪発生件数を申し上げますと、川西交番が平成24年度におい

て認知しているところによりますと、住宅対象侵入の窃盗が4件ございました。事業所対象の窃盗が1件ございました。部品狙いが3件、車上狙いが6件、自動販売機狙いが1件、自動車の盗難と申しますか、2件ございまして、オートバイが4件ございます。そして、自転車も7件ございました。凶悪な犯罪については幸いにも発生していないのが現状でございます。

防犯カメラの設置についてでございますが、田原本署管内では、田原本町が、町内の公園に設置してあるトイレへのいたずらが多発いたしましたために、駅前の公衆トイレを含めて、各公園のトイレの監視用として14カ所に防犯カメラを設置したということでございますが、防犯カメラを設置したことによりまして、トイレへのいたずらは減少しているようでございます。

防犯カメラは犯罪等の抑止効果があること、また警察の犯罪捜査に役立つことから、本町といたしましては、現在計画をいたしております駅前整備にあわせながら考えていくことが必要だと思っておりますし、これからも犯罪等の発生状況を見ながら、警察署とも協議をして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 杉井成行君。

9番議員（杉井成行君） どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 3番、伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

さきに通告してありますように、防災対策、自主防災連合組織、川西こすもす号、川西町マラソンについて質問いたします。

まず初めに、防災対策です。

さまざまな災害によって大規模な被害が発生し、生命、財産あるいはまちの安全が失われる危険がある場合に、その被害を軽減して人の安全を確保し、救助活動や応急対策、さらには復旧などの防災対策を速やかに行う必要があります。

本町においては、地域防災計画がつくられ、洪水ハザードマップや地震ハザードマップが町民に配布されています。また、自主防災組織もほとんどの自治会で結成されています。しかし、近年、大規模な災害はなく、町民の危機意識は希薄化しているのではないかと心配されます。いつ起こるかかわからない大地震の場合を考えてみますと、災害発生当初は情報が入らず、対応のおくれが心配されます。しかし、迅速・的確な災害対応が求められます。

そこで、本町の防災対策についてお尋ねいたします。

大災害が発生した場合、本町は昼夜を問わず迅速な防災体制がとれるのでしょうか。災害対策本部が機能するには何時間ぐらいかかるのでしょうか。

次に、自主防災連合組織についてであります。

公的機関が機能するまでは、自主防災組織が大変重要な役割を担うことになっています。今は自治会単位で組織ができていますが、自治会間の連携までには至っていません。そこで、今後の取り組みとして、自主防災組織も町全体の連合組織をつくり、自治会相互の助け合い、さらには町の災害対策本部との連携を密に

することにより、より機能を発揮するものになると考えますが、自主防災組織連合について、町の考えをお尋ねいたします。

次は、川西こすもす号についてであります。

川西こすもす号は、昨年11月12日に試験運行が始まりました。買い物に行くのが楽しみになった、外出する機会が増えた、安心して結崎駅のほうへ行けるようになったなど、利用者の声が聞こえてきます。一方で、ルートや時間などに対する意見もあります。

今後の高齢社会を考えますと、自動車やバイクあるいは自転車に乗れなくなる人が多くなることが予想されます。外出する手段がなくなると、人と会う機会も少なくなり、日常生活にも支障が出てまいります。町民の健康維持や介護予防のためにも、新年度からも引き続き川西こすもす号の運行が必要と考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

最後に、川西町マラソンについてでございます。

本年1月20日に第1回川西町マラソンが開催されました。川西小学校の児童を初め、町外、県外から約500人の選手が参加され、盛大に催されました。その裏には、運営に協力された約250人もの各種団体の方々、さらにはマラソンコースの沿道で大きな声援を送られていた多くの町民の皆様の支えがありました。主催はNPO法人川西スポーツクラブでしたが、本町も町民も一丸となって取り組んだことが、初めての大会を成功に導いたと思っております。

マラソン大会により新たにできた連帯感や地域コミュニティを今後も生かして、これからも回を重ねていってほしいと願っておりますが、やはり町の協力がなくてはできません。町長は、川西町マラソンをどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、本町の防災対策についてでございますけれども、東日本大震災や十津川村、紀伊半島の大水害の教訓を踏まえまして、川西町では地域防災計画の見直しを行っており、実用性のある計画になるよう策定を進めているところでございます。その中で重点課題の位置づけとしておりますのが、避難情報伝達方法の確立と災害時の職員の初動マニュアルの作成でございます。避難情報伝達方法の確立につきましては、現在、防災行政無線の受信機を各戸に配布しておりますが、これだけでは不十分と考えておまして、昨年12月に携帯電話を使用した緊急速報メールを導入いたしました。また、防災行政無線の再構築についても検討しておりますが、今の時代に見合った新たな情報伝達方法についても調査研究を進めているところでございます。

次に、議員お尋ねの大災害が発生した場合の災害対策本部の機能に関することでございますけれども、通常的气象の警報等が発令された場合は、予備動員として主任以上の職員を4班体制で組織しておまして、おおむね30分以内に登庁しておるところでございます。しかし、大規模な災害が発生しました場合には、その被害状況によりまして、町外に居住している職員もいることから、

近くに住む職員が順次出動することとしておりますので、登庁できました職員ですぐに対策本部がいち早く機能するように、災害時の職員初動マニュアルの作成を今進めているところでございます。

このマニュアルにつきましては、災害時に職員がとるべき行動について手順を具体化したものでございまして、「読めば誰が何をすべきかわかる、指示がなくても行動できる」をコンセプトに進めており、年度内に完成を目指しておるところでございます。

この2つの重点課題については、奈良県で進められております奈良県地域防災計画の見直しのモデル地区として取り扱われておりまして、県の防災統括室の支援を得ながら進めている事業でございます。

次に、自主防災の連合組織についてでございますけれども、過去の大災害で助かった人は、自助・共助が9割を占めると言われておりまして、議員の言われておりますとおり、災害時には隣接する自主防災会との連携が何より重要と考えております。

本町の自主防災組織の設立状況でございますけれども、20あります自治会のうち19自治会に設立いただいております。ただ、その活動内容につきましては、各団体で温度差があるように感じているところでございます。そのようなことから、本町といたしましても、自主防災会の連合組織の設立に向かって今検討を進めておりまして、この連合会が設置されることによって、町内の自主防災会が結束し、防災対策の啓発や防災訓練の実施など、地域の防災力向上、減災に向けたさまざまな活動が盛んになると考えております。

現在、担当課において設置に向けて要綱等の作成を指示しているところでございますが、設立までのスケジュールとしましては、例年4月末に開催されます自治連合会の総会において説明させていただいて、その後、自主防災会の会長等に御参集いただいて、活動内容等を協議していただく予定をいたしております。

次に、川西こすもす号についてでございます。

コミュニティバスの川西こすもす号につきましては、平成24年11月12日から約4カ月間を試行期間として運行してまいりました。利用実績といたしましては、1カ月あたり延べ400人から500人と、多くの住民の方に御利用いただいている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、川西こすもす号について、平成25年度も継続して運行する予定でございます。

なお、運行時刻やルートにつきましては、これまでの試行期間中にいただきましたアンケートによる御意見や要望から、利便性の向上を目指して、4月初旬をめどにバス停の追加や変更、ダイヤの改定などを行う予定をしております。

また、今後の方針につきましては、より地域の実情に即した運行方法とするため、川西町地域公共交通会議を立ち上げて、その中で検討していきたいと考えております。そのため、検討期間中の平成26年3月末までの25年度は、引き続き川西こすもす号は無料で運行する予定をいたしております。

次に、川西町マラソンについてでございます。

川西町マラソン大会は、本年度より社会体育施設の指定管理者として指定を行

いましたNPO法人川西スポーツクラブの企画立案によりまして、本年1月20日に実施されたところでございます。大会は、町内159名、町外については、遠くは関東地方からの参加も得て323名で、合計482名の参加者で盛大に開催され、成功裏に終わられました。本町において開催されましたイベントとして、非常に有意義な取り組みであったと思っております。

また、大会の実施については、町体育協会、自治連合会、婦人会を初め、多くの町内の団体の皆さん、そして町外の関係団体の御協力を得られて実施されたところでございますが、これをきっかけとして、町民の皆様方、地域のつながりにもつながっていくと同時に、本町のPRにも貢献いただいたものと考えております。企画から実施までこぎつけていただいたNPO法人川西スポーツクラブの皆さん、そして大会役員の皆さん、大会の実施に御協力をいただきました町内各団体並びに関係団体の皆様方には、深く感謝を申し上げますところでございます。

御質問にありますマラソン大会の継続に係る町よりの支援についてであります。マラソンを通じての町民の皆さんの健康づくり、また、町総合計画にも掲げております、まちづくりの主役は住民の皆さんであり、人と人、地域と地域がつながり、そして行政と町民の皆さんが協働してまちづくりを行っていくことが大切であると思っておりますことから、マラソン大会は、これからのまちづくりの取り組みの一つとしてよい機会づくりになるのではないかと考えておりました。川西町における目玉的なイベントとして継続して開催いただけますよう、町といたしましてもできる限り協力してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、よろしく御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 伊藤君。

3番議員（伊藤彰夫君） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

災害対策につきましては、奈良県のモデル地区ということで、避難情報伝達あるいは災害時の初動マニュアル等取り組んでおられるということで、すごく頼もしく思っております。今後とも災害対策本部の迅速な対応をしっかりとさせていただきますよう頼んでおきます。

自主防災連合につきましては、今年から取り組まれるということで、私も結崎団地の防災士として、できれば参加させていただきたいと思っております。

それから、川西こすもす号につきましては、我が町にはなくてはならない存在と思っております。より利用しやすいものとして、ぜひとも安全に走らせていただくようお願いいたします。

それから、川西町マラソンにつきましては、今後とも我が町の大きなイベントの一つとして取り組んでいただくように要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 特に防災関係につきましては、先ほど申しましたように、年度が変わりまして25年度に入りますと、新しい年度のそれぞれの総会が開かれますので、そこでまた自治連合会の中で御説明申し上げて、今回は防災関係を

担当していただく会長さんと申しますか、寄っていただいて、連絡を密にするように考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育長並びに町長に質問いたします。

中身は、さきに通告してありますように、本町の学校教育についてであります。特に学校現場をめぐるまして社会問題化しているいじめや体罰、校内暴力等々、その現場における対処の仕方、あり方についての持つべき視点、姿勢について伺いいたします。

学校現場におきましてこれらの問題が生じたならば、適切な対応が求められていることは改めて言うまでもありませんし、既にこれまでもそれぞれの事象に対しまして真摯に対応し、解決に向けての努力が本町におきましても積年取り組まれてきているところであります。事象はさまざまに形態を変えて生じますが、その一つに、教員に対する生徒からの暴行事象もなきにしもあらずでありまして、これらが生じた折には、診断書の有無を基準として警察への届け出について教育委員会としては判断しているというふうに伺っております。

皆さん御承知のとおり、学校教育の真髄は、言うまでもなく子どもの人格の完成を目指すことでありまして、その実践の場が学校現場ということでありまして。したがって、学校での取り組みは全てにおいて教育の実践の一環として学校において取り組んでいるわけでありまして、その一環において学校で判断し、現場において教育的にその解決を目指すことこそ貫くべき姿勢と心得ますが、いかがでありましょうか。まずは、その心得、姿勢についての教育長の教育観をお聞かせください。

また、被害届の提出に際して診断書の有無を一つの判断基準とした経緯について伺いいたします。御答弁、よろしくお願いたします。

あわせて、こうした教育現場において心得るべき視点と申しますか、貫くべき姿勢はどうあるべきかについて、町長にもその御所見をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） ただいま芝議員から質問のあった件についてお答えいたします。

まず、本年度1月までの式下中学校におきます暴力行為の発生状況について御報告させていただきます。

暴力行為としての取り扱いとなります生徒間暴力は4件、器物破損23件、対教師暴力17件、合わせて44件の事案の発生がありました。生徒においての規範意識の低下が見られる現況であります。

これらへの対応につきましても、議員の質問にもありますように、児童生徒の健全な育成を図っていくためにも教育的解決が望まれるところではありますが、教育的指導を受けているにもかかわらず、指導が入らず、たび重なる行為を繰り返す、また社会通念から逸脱するような行為を行った場合などは、本人並びに他

の児童生徒の健全な人格発達のためにも、公的機関との連携を図りながら、これの対応を行っていくことが必要であると考えます。仮にこれを助長してしまうとなれば、学校における生徒指導全体にも影響を及ぼしてしまうこととなります。公的機関との連携については、ただ単に診断書の有無をもって判断基準とはしておりません。

教育現場においては、指導が必要となる事象の取り扱いについての組織的に対応する流れが確立されておりまして、まず、発生した事案について学年部会において協議、次に、学校において設置されている生徒部会等関係部会において協議が行われます。そして最後に、管理職を含めての協議後、現場としての方向を決定することとなります。この段階で、その事案が教育的指導を行っていくことで解決していくのか、被害届の提出等公的な機関と連携しての解決が必要なのかを判断することとなります。

次に、診断書の有無を判断基準とした経緯についてということではありますが、一昨年の夏ごろに生徒の暴力事件が頻発したことから、対教師暴力については、さきに御説明申し上げた現場での協議の結果、公的機関との連携が必要であるとの方向が決定された場合で、かつ診断書が提出される場合にあっては、警察への被害届の提出を行っていくことで学校との確認を行ったものであります。

最後になりますけれども、私の教育観ということでございます。

学校現場、地教委とも、児童生徒の健全な育成を図っていくという使命については、決してぶれるものではありません。学校教育においては児童生徒の学習権を保障していくことが必要であることから、是々非々を大切にしながら、毅然とした態度をもって指導に当たっていかねばならないものと考えております。

以上、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 教育現場におきます私の見解ということでございますけれども、中学校の学校教育というのは非常に難しいと思います。特に子どもから大人に変わっていく、非常に感情の起伏の激しい年代でございます。しかも、そうした思春期で、反抗期でもございますので、非常に難しいと思いますけれども、やはり学校がまず努力をしてもらうということが一番大切だと思います。学校の中で教えていく、あるいは指導していくことが基本だと思いますけれども、子どもたちのそうした行為がある程度行き過ぎますと、これはやはり子どもたちにとっても、そしてほかの生徒にとっても非常に迷惑になるわけでございますので、その辺は場合によっては是々非々という形で公的機関とも協力をして連携していただくことがいいのではないかと私は思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 教育長からはこの間の経緯、それから、そういった事象の発生状況、そして教育観を町長、教育長にそれぞれお答えいただきました。

いずれにしても、教育的に子どもを育てていきながら、ケース・バイ・ケース、是々非々で対応していくことが基本ではないかと、こういうお話であったかと存

じます。確かにおっしゃっておられましたように、こういう対応というのは非常に難しい問題です。要は、子どもの成長と人格の完成、そして、その子といますか、それぞれのケースに応じた事の善悪の判断をきちんと本人が踏まえることができ、そして成長していくということがそれぞれの目的でありますので、そうしていくために対応しているということだと思います。

ただ、事は学校教育の現場でありますから、そこはケースにもよりますけれども、犯罪を犯したことに對して、それに対する罪をきちんと背負って償いをしていくというケースになる問題と、そうならない問題、この見きわめは、それぞれの対応する人の持つてくる尺度といいますか、対応の仕方によって大分変わってくる側面が出てくると思います。そういう点では、教育においてはやっぱり自主性をしっかりと重んじ、教育の中で事の解決を図っていくということに何よりも重きをおいて、しっかりと自立した教育の場を保障していくということが教育行政を指導していく行政の側の行いの基本ではないかと思ひます。

対応の問題はともかくとしても、この辺の認識については教育長も基本的には同じと思ひますけれども、いま一度、その辺の自主性、自立性に対する学校現場での対処・対応、そして行政としての学校へのあり方についてお伺ひいたします。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） まず、学校現場の対応ということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、当然学校の中で、そういう部分については子どもの成長も考えて御指導願うべきだと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、社会的に逸脱するような行為については、もう中学生なので、次は社会へ出る一番身近な教育機関です。そういう教育機関であるということを知った場合に、社会へ出ていく子どもには——中学生は子どもなんですけれども——常識的なものについては、やっぱりそういう部分でしっかりと教えていく、悪いことというか、人に迷惑をかけるような行為があれば、当然罰せられる場合もあるよということも含めて指導していくことも必要ではないかなというふうに考えています。

教育行政としてということなんですけれども、学校現場というのは、どうしても子どもたちの自立という部分を尊重して指導していくことになっていきます。ですから、そういう部分の決断というか、尺度というのはなかなかとりにくい部分がありますので、それについて、一般的に、こういう場合はこうしようという形で指導していくということになってくると思ひます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝君。

11番議員（芝 和也君） 行政としての取り組み、そこで、マニュアルではありませんけれども、一つの基準みたいなものを示して、それによる現場での対応と、こういうことだったかと思ひます。

いずれにしても、事案が生じましたら、対応する教員の力量というか、いわゆる物理的な問題での対応でいいますと、中学生ぐらいになってきますと当然体も大きくなってきますから、もう大人と変わらんような状態になってきます。その場合、恰幅のある男の先生が対応してる場合と女性の先生が対応してる場合とで、

当然その辺の物理的な、生徒から教員に対する暴行事象の場合は、教員が被る物理的な被害といたしますか、それも大分変わってくると思います。そこら辺も含めて、事は教育の現場でありますから、教育長も今触れられておりましたけれども、事の善悪、中身について本人にきちんとわからせていくということに対しては、やっぱり教育を通じてやっていくのが基本だというのがおっしゃっていた話でありますから、そういう方向でいきますならば、常識を逸脱するというお話もありましたけれども、これも常識の見方によって大分変わってくることでありますし、学校の中で起きてる事案でこれまで伺ってる範囲においては、犯罪者がいろんなケースの犯罪を犯しますけど、そういうふうなことを生徒が行っているというような事案には全く至っていません。いわゆる成長の過程で出てくるような、社会問題化しているような問題が出てきているということでもありますから、そういう点でいきますならば、対処の仕方としては、その者の犯した問題に対して法的に罰していくというすべをとるのではなくて、基本は教育を通じて子どもの成長を促していく、指導していく。学校が、あるいは教育委員会もそういった態度を貫いて、是々非々で対処しているならば、いわゆる被害届の提出に至らずも、生徒全体、そして父兄全体に対する影響というのはそう出ていくものではないと、こういうふうに考えますが、教育長はいかがお考えになりますか。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 成長の過程の反発、当然自分らも若いときにそういう部分はあったと思うんですけども、周りに迷惑をかける、その逸脱した行為というのは、当然学校の中での指導ありきの話なんですけども、それを超えての部分というのは、先ほどから申し上げているように、そういう対応も必要でないかなとは感じております。

先ほど件数等を申し上げましたけれども、対教師暴力が17件ございました。そのうち被害届の提出があったのは3件です。それも同一の生徒。ということは、学校現場においてそれだけの指導を入れているにもかかわらず、その子が指導を受け入れられていない、結局、理解していないというのがあると思うんですけども、指導していただいている先生の気持ちも含めて、どこまでわかってきているのか、そういう繰り返しの中で、そういう公的な機関との連携を図っていくということになったというのが一つの経緯になっていると思うんです。

以上です。

議長（森本修司君） 芝君。

11番議員（芝 和也君） もう時間が迫ってまいりましたけれども、いずれにしましても、聞いているケースでも、一度ではなく、二度ではなくというふうに何度も繰り返してきて、結局のところ、そういった被害届の提出に至るということでもあります。それはそれで直るといいますか、解決をしていく、本人が常識を逸脱していくようなことではなく、常識をきちんと踏まえた一人の人格者として育ていく、そこが目的ですから、その手順としての一つに被害届の提出ということもあると思います。それはそれで十把一絡げに全てそういう対応はあかんということではありませんけれども、要は、そういった事象を起こす子どもの成長と、そ

の子がそういう部分を自分でわかって、きちんと自分を律して生きていけるということを目指すのが教育の場でありますから、問題は、その解決に至るんやったら、そういう被害届を出すという手段、法的に罰を受けていくという手段も一つにはなろうかと思いますが、それは社会一般の通念上の常識から見て、いわゆる犯罪に至った場合であって、学校の中での事象、特に先生と子どもの間でのいろいろなやり取りがありますけれども、そういう中での問題というのは、学校の中できちんと教育的に解決していくべきと心得ます。

そういう取り締まりをしていくという意味ではなくて、きちんと教育的に配慮した方向性というのを教育行政の基本の姿勢に貫いて、学校現場でも努力をいただいていますけれども、一丸となって進めていくという方向性をいま一度きちんと出していただきますように、要望を含めてお伺いをするものであります。

よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 一番最初にちょっと申し上げましたけども、学校としても基本的には学校内で、その子どもの行った行為に対して律していく、この姿勢は変わりません。その手順といたしましても、まず学年でやって、あとは学校全体の生徒指導部会とかの中でいろいろ協議していただきます。最終、それを含めて学校長としての判断、管理職を含めて全体的に協議すると。この事象については本人のこともっと指導を強めていって更生のほうへ持っていく、もしくは何遍指導してもなかなかその子は理解できないというか、そういう部分があるので、ほかの生徒のことも考慮して、やっぱりこの子はここで一旦公的な部分も含めて対応する必要があると、そういう判断というのはやっぱり必要になってくると思うんです。

先ほど芝議員さんにおっしゃっていただいていますように、学校の中でその生徒の行った行為を律していくというのは、確かにまず必要になってくる重要な要素だと思います。その方向で学校のほうともこれから調整していきたいと思えます。

議長（森本修司君） 1番、勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 議長のお許しをいただきましたので、2点お伺いしたいと思えます。

1点目は、目指すべきまちの姿についてであります。ちょっと大げさな題目でありますけども、要は、少子高齢化を初めとする人口減少、人口構成の問題についての質問です。

高度成長のもと、川西町内も開発が進みまして、新規居住者による人口増加が目覚ましい時代もありましたけれども、育ち上がった若い世代の多くは実際には外部に流出してしまい、今は残された親世代の高齢者が多くを占めるまちになりつつあります。その理由はさまざまあるでしょう。大まかにいえば、若い世代が残って住むメリットがないと考えるからでしょう。少なくとも新しく育ってくる世代がまちに残るために、近隣に働くような場所が必要だと思います。工場誘致なども進められてはおりますけれども、まだまだ十分な環境にはないというのが

実情ではないかと思えます。

限界集落という場所があります。川西町はまさかそういう町ではないだろうと
思っているんですけども、先日、私が住む自治会内の集まりに参加しましたと
ころ、そのほとんどがいわゆる高齢者と言われる方々で、60歳前の方は、私を
含めて、全体18人のうち3人でした。新しい子どもが生まれていないので、新
入生の予定はしばらくないらしいという地区の話なども聞きました。限界集落と
いう言葉も、もしかしたら余り無縁ではないのかなという感じもいたしました。

川西町に限った話ではないと思えますけれども、現在のまちの姿というのは、
決して望ましい姿であるとは思いません。いびつな社会構造は、いじめ、あるい
は社会教育上の問題とも決して無関係ではないと私は思います。

町長を初め町職員の皆様方には、日ごろより住みよい川西町を目指し、努力を
していただいていると思うのですが、現実には厳しい財政状況もあり、目の前にあ
る問題に一つ一つ対処していかざるを得ないわけではありますが、住みよいまちづ
くりを掲げて行政を進める以上は、やっぱり目標とするまちの姿は持つておくべ
きだと私は思います。

理想の姿、夢の姿というのは、それぞれ立場がいろいろあってよいと思えます
が、町長が思う理想の川西町というのはどんな姿であるか、人口問題の一つとし
て、その姿を出していただけたらと思えます。

引き続きまして、住民活動への補助のあり方について質問いたします。

先ほども申しました厳しい財政状況ですので、住民の生活、活動に対していろ
いろと補助は準備し、実施されていると思えます。また、補助の要望というのは
際限がありません。しかしながら、少しでも生活をよいものにしようと、最初は
ボランティア的に始まったものの中にも、その効果が補助に値するものもあると
思えます。事前に予定された生活行動や住民活動に対する補助は、申請すれば下
りやすいんですが、そうでないものは、なかなか補助が下りません。実際、事務
手続の判断も難しいとは思えます。しかしながら、住民が主体となって、その生
活をよりよいものにしようとするもの、特にそれが一定の団体活動となる場合、
それ以外にされていない新しい活動であっても、その内容を評価し、よい活動に
は積極的に補助すべきだと私は考えますけれども、こうした住民活動への補助
のあり方の考え方をお聞かせいただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 本町を目指すべき姿についてでございます。

本町では、総合計画に掲げました「にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわに
し」を目指して、さまざまな取り組みを進めておるところでございます。本町の
人口は、一時は1万人を超えてまいりましたが、全国的な少子高齢化の影響もござい
まして、現在は9,000人を割り込んでおります。町を活気あるもの
にするためには、人口の増加も必要でございます。総合計画でも、町の目標人口
を1万人と掲げております。

そのための取り組みといたしまして、まず、安心して子どもを産み育てられる
環境づくりが不可欠と考えております。若い世代が本町に住み、働きながら安心

して子どもを産み育てられるように、平成19年度より子育て支援センターでの事業として、子育て情報の提供、子育てに関する不安や悩みの相談、さらに家庭教育の再生を図る学習の機会の場や提供などに主体的に取り組んでおり、今後も一層の環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、仕事と両立する子育ての支援体制を整備するために、社会状況の変化に対応した保育事業のあり方の検討を進めておりまして、多様な保育サービスなどの提供体制の編成・整備に努めておるところでございます。学童保育事業の展開などによる放課後児童の健全育成事業を推進しております。さらに、住民の総合システムとしてファミリーサポート事業を実施しておりまして、本町としても支援を行っております。加えて、魅力あふれる教育環境を整備するため、学校統合によりまして誕生した川西小学校の建て替えも現在順調に進んでおります。子どもたちが安全で快適に教育を受けられる教育環境の向上も目指しておりまして、今、学童の通学に当たりまして、民間の皆さん方が見守り隊を編成していただいて、約360名ほどの方が加入していただいております。その皆さんによって、児童の通学の安全確保のために御努力いただいております。

次に、若い世代の方が住むためには雇用の受け皿が必要となるわけですが、雇用創出の観点から、町といたしまして企業誘致にも力を注いでおるところでございます。近年はスーパーおくやまや藤田珈琲に来ていただき、町民の方の雇用の場を創出していただいております。また、唐院小学校跡地についても企業に売却して、企業活動していただく方向で県の手続を進めており、町の活性化につながるよう努めておるところでございます。

また、多くの住民の皆さんが日常的に利用する町の玄関であります結崎駅周辺が、子どもからお年寄りまで安全で快適に利用できる整備を進め、魅力あるまちづくりを目指していこうと思っております。

また、社会教育におきましては、スポーツ活動におきましても、24年の4月から川西スポーツクラブにおきまして活動していただいております。あるいはまた文化会館におきましては文化活動をしておられます。そうした文化を通し、あるいはまたスポーツを通して川西町の住民の皆さんがお互いに豊かな人間関係をつくっていただく、そうしたまちづくりが非常にいいのではないかなと思っておりますので、そうしたことを含めて奨励していきたい、こういうふうに思っております。

また、住民の活動への補助のあり方でございますけれども、これまで行政といたしましては、補助金や助成金等を支出する場合は、目的や事業効果を明確にして、要綱等に基づき支出してまいりました。議員から御提案いただいております補助制度につきましては、逆転の発想と申しますか、目的を余り明確にしないで、住民の方々の活動の中で、その功績が顕著と思われるものに対して柔軟に対応できるよう、補助制度の創設を求めておられるのではないかなと思います。そういった考え方も一定の理解はできるものの、町といたしましては、現在、補助金等の減額や見直しを進めているところでございます。そのような中で報賞金的な公金の支出については、一般的に理解は得られないと思っておりますところから、

慎重に検討していきたい、こういうふうに思っています。

また、そうした団体の中でボランティア的に活動していただいている方々につきましては、社会福祉協議会の中で共同募金の配分事業というのがございまして、そういう部分も含めて検討していただいて、そしてまた、していただいている内容につきましては十分聞かせていただきながら、それが適当だと思える場合には、そうした制度も設けていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 勝島君。

1 番議員（勝島 健君） 最近、共働きが当たり前の時代になってきておまして、子どもを持ちづらいという状況もあるし、持ってもなかなか育てにくい。保育所等の問題もあるかと思うんです。川西町は幸いにして待機児童もないようですけども、保育所なんか利用しやすいというのが、若い世代が流入してくる大きな選択肢になるかと思えます。川西町の場合は保田に成和保育園というのが唯一の保育機関だと思うんですけども、今、結崎駅前の開発の調査なんかも進めているわけですけども、駅のそば、交通機関のそばに何かそういう託児所のようなものができる、若い人は非常に便利やなど。仕事に行くついでに預けて、仕事の帰りに引き取って帰れるとなると、非常に利用しやすいと思えます。そういうことも検討していただけるようお願い申し上げます。

それで全ての問題が片づくわけではないんですけども、核心的な問題であるかと思えますので、よろしく御検討いただきますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 特に今若い世代が一番関心を持っておられるのは、やはり子育てのことだと思います。そうしたことが生活とうまくマッチングしていけるような育て方ができるように考えていくことが大切だと思いますので、今、勝島議員がおっしゃいましたように、そういう駅前でもできたら、そういうことも含めて、機会を見ながら考えていく必要があると思っておりますので、よろしく御理解願いただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 2 番 堀格君。

2 番議員（堀 格君） 堀でございます。一般質問の最後を務めさせていただきます。

甚だ僭越でございますが、この8月に4年の任期を迎えられます町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、この4年を振り返ってみますと、児童数の減少に伴う小学校の統合、あわせまして一番重要というのが、川西町で一番問題だったのが財政の健全化だったと思うんです。その健全化に非常に尽力をされています。小学校の統合とか財政の健全化というのは、行政にとりましてまことに難しい課題であります。それに取り組んでこられました。その結果、小学校の建て替えという大きなプロジェクトを実現することができました。まさに現在進行中でございます。また、先ほど町長から

お話もありましたけれども、唐院小学校の跡地につきましては、奈良日野自動車さんの誘致に成功いたしました。手続的には県の開発審査会の議決を経なければなりません、必ず議決はいただけるものと確信をいたしております。

また一方、川西町をめぐる幹線道路が逐次整備をされてくるわけでありまして、これに合わせまして、川西町の工業団地の整備・活用に向かおうとしております。また、先ほどもお話がありましたように、川西町の人口が減少してきております。人口の増加といいますか、人の誘致を図りまして、川西町の玄関口であります近鉄結崎駅周辺の整備に取りかかろうといたしております。これらのプロジェクトは、川西町にとりまして新たな発展段階のスタートラインであると同時に、先ほどありました、住みやすい・住みよいまちづくりの第一歩であります。しかしながら、いずれもまさに緒についたばかりのときであります。このときに町長が4年の任期を迎えられるということでありまして、継続してこれから力を注いでいかなければならないときに、その時期がまいるわけでありまして、極めてその動向が気になるところであります。

8月の任期までといいますと、まだ少し日にちはありますけれども、今この段階で町長にお考えがあれば、お伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 8月4日に任期を迎えます私の進退についてでございます。

年齢のこと、そして務めさせていただいた在任期間、そして町政の流れの中での一つの区切りを迎えたと思っております。年齢につきましては、今年1月5日から後期高齢の保険証を受けました。75歳になったわけでございます。また、在任期間につきましても、5期20年の間務めさせていただきました。そして、町政につきましても、平成21年度から小学校を統合して、現在の児童数に合った施設に向かっての整備工事に着手することができました。また、唐院小学校の跡地につきましても進出する企業も決定いただきました。

このように、喫緊の課題でありました小学校の一連の事業につきましてもめどがつかまりました。また、新たな唐院工業団地の用地周辺整備計画や結崎駅周辺の整備計画の策定に向かって始まってまいるわけですが、これは、これからの川西町の新たな発展に向かってのスタートでございます。

町政は常に進展しております。そうした中で、今申しました学校関係の事業が一区切りを迎えましたことから、年齢、在任期間もあわせて考えますとき、今期をもって退任させていただくことが最も適切だと考えております。残ります任期の期間を全力で務めさせていただいて、全うしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） ただいま町長のお考えを伺いましたけれども、いろいろお考えを思いめぐらされた結果であると推察をいたします。この川西町の新しい発展段階に立ちまして、継続して指揮をとられるか、ここで区切りをつけるかというところで、後者を選ばれたものと思っております。それについて、こちらの思いはいろ

いろいろありますけれども、それはさておき、我々といたしまして、ここで立ちどまることなく、むしろ一層拍車をかけて、住みよいまちづくりを進めていかねばならないと思っております。まだ8月まで時間はございますので、しっかりと道筋をつけていただくようお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、5期20年の長きにわたりまして川西町の指揮をとってこられましたことに厚く感謝申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号、平成25年度川西町一般会計予算についてより、日程第43、議案第39号、権利の放棄についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号、平成25年度川西町一般会計予算についてより、日程第12、議案第8号、平成25年度川西町水道事業会計予算についてまでの8議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 提案説明に先立ちまして、先ほど監査委員さんから出されました改善要望につきまして、その対応状況について御報告させていただきます。

今般の改善要望を受けまして、下水道担当部局を初め全職員に対し、特別会計・一般会計など全ての会計について、さらなる会計事務の的確な執行について注意喚起し、住民の行政に対する信頼を確保していく必要がある旨を通知したところでございます。

なお、公共下水道事業及び水道事業の会計処理並びに料金の滞納債権の管理につきましては、現在、担当課において調査を進めているところでございます。早急な調査を指示しておりますので、結果が判明次第、報告させていただきます。

それでは、これより、平成25年度当初予算案を初め、今議会に上程いたしました議案の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、平成25年度におきます主要施策を中心に私の所信を申し上げ、議員各位を初め住民皆様方の御理解と御協力を得たいと存じます。

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られました。しかし、その後、世界経

済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況になりました。日本経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すため、政府は緊急経済対策として大規模な平成24年度補正予算を編成し、景気の下支えを行いました。本町も、この緊急経済対策の補正予算により、幾つかの事業を実施する予定でございます。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率、実質公債費比率ともに改善状況が続いております。このような状況における来年度予算編成の基本的考え方といたしましては、川西町小学校の改築や結崎駅前の周辺整備、企業誘致施策などのあすの川西町を築くための事業、また、子育て支援や高齢者の健康増進などの安心して暮らせるまちづくり事業を行ってまいりたいと考えております。

なお、事業実施に際しましては、国・県の予算等を活用し、財政の健全化を維持しつつ、着実に事業を実施していくことが必要であると考えております。

さて、このように編成いたしました結果、歳入の部におきましては、町税収入は平成24年度から6,579万円増の11億8,966万円を見込んでおります。この主な内容は、町民税において、個人町民税で35万円の増、法人町民税では6,045万円の増の5億4,246万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、国の地方財政計画で平成24年度から2.2%減となっていることから、1,000万円減の12億円を見込んでおります。また、交付税の振りかえ分として2億292万円の臨時財政対策債を発行する予定でございます。

なお、学校建設関係として、国庫5億2,652万円、基金の取り崩し3億1,000万円、起債11億980万円を見込んでおります。また、旧唐院小学校跡地の売却代金として5億400万円を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、小学校の建て替え事業の第1期の後年度分と第2期工事分、まちづくり基金への積み立て等の予算を計上しており、一般会計の予算規模は58億6,581万円と、24年度当初予算に比べて約5億8,000万円の増となっております。

行財政の健全化と効率化に配慮しながら、小学校建て替え事業、駅前周辺整備事業、唐院工業団地周辺への企業誘致などの大きな事業に向かって、今後も引き続き行財政の健全化と効率化に取り組んでまいり所存でございます。議員各位並びに住民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

さて、それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

議案第1号、一般会計予算でございます。

広報、企画、情報化対策など、款2.総務費についてでございます。主に総務部関係の事業になります。

まず、広報事業の推進でございます。町の施策について周知を図り、住民の皆さんの理解と信頼の上での町政運営を進めることは大変重要でございます。このため、広報紙については、内容の充実と見やすい紙面づくりに努めております。また、ホームページを通じた広報活動も進めております。広報事業として286万円を計上いたしております。

続きまして、企画事業ですが、昨年11月から試行運転しておりますコミュニティバス、川西こすもす号を平成25年度においても実証運行という形で引き続き運行する経費並びに平成26年度以降の地方公共交通の方向性について検討する経費を計上しております。地方公共交通対策事業として1,272万円を計上いたしております。

続いて、情報システムの充実、活用でございます。町の業務において情報通信技術は、もはや欠かせないものとなっております。住民票発行や税金事務等を処理する基幹業務システムを複数の自治体で共同利用することにより、システム運営経費を削減するとともに、法改正などによるシステム改修費の節減を図ってまいります。電算運営費として4,403万円を計上いたしております。

続きまして、款3.民生費に関するものでございます。主に福祉部関係の事業でございます。

まずは地域福祉の推進でございます。地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動のかなめとなる社会福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、各種地域福祉事業を展開してまいります。社会福祉協議会運営補助として1,415万円を計上いたしております。

次に、障害者福祉の推進といたしましては、障害の程度にかかわらず、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法により、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開をしてまいります。これらの経費として1億5,424万円を計上いたしております。

次に、高齢者福祉の推進といたしまして、長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。また、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、養護老人ホーム等への措置経費等を計上いたしました。これらの経費として1,688万円、うち老人保護措置費は1,428万円を計上いたしております。

次に、児童・母子福祉の推進でございます。深刻な少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、支援対策といたしまして、長時間保育や障害児保育の促進のための助成等により、保育サービスの充実を図ります。保育の実施等1億2,063万円、児童手当の支給1億2,938万円を計上いたしております。

次に、福祉医療対策の推進でございます。障害者、ひとり親家庭、乳幼児等の健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施いたします。これらの経費として3,464万円を計上いたしております。

次に、健康づくりの推進でございます。住民の健康の維持・向上のため、各種予防接種やがん検診、乳幼児健診等を初め、健康に関する相談事業などを実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。また、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健診に係る費用を引き続き負担してまいります。これらの経費として9,847万円、うち国保中央病院負担金5,816

万円を計上いたしております。

次に、環境衛生の推進につきましては、廃棄物の適正処理と減量化を図るため、ごみ分別の手引きを更新するとともに、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図ってまいります。また、町内の清掃活動助成を継続いたしますとともに、大型ごみのリクエスト収集を継続いたします。これらの経費として7,302万円を計上いたしております。

次に、人権施策事業といたしましては、あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。これらの経費として3,383万円を計上いたしております。

次に、農商工業対策でございます。款5.農商工業費、主に産業建設部の事業でございます。

井堰等の農業基盤の整備、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費、新規就農者の支援事業、商工会への運営補助といった費用を継続して計上いたしました。農業基盤整備事業として897万円、農業振興といたしまして397万円、商工業振興として453万円を計上いたしております。

このほか、総務部の所管事業になりますが、企業立地促進事業といたしまして、唐院工業団地周辺地域を産業用地として活用するための計画策定やインフラ整備のための測量経費等を新たに計上いたしました。経費として6,646万円を計上いたしております。

次に、土木対策でございます。款6.土木費、主に産業建設部の事業でございます。

土木費では、道路維持補修事業で4,623万円、橋梁長寿命化対策事業2,115万円、公営住宅管理事業6,166万円等に引き続き取り組んでまいります。

このほか、総務部所管事業になりますが、平成24年度に引き続き、近鉄結崎駅周辺整備事業といたしまして、基礎調査や協議会設置に要する経費445万円を計上いたしました。

また、都市計画上の新たな取り組みとして、低層建築物と高層建築物の混在、高層建築物の立地による周辺環境問題の発生など、土地の合理的利用、市街地環境や景観保全の観点から、適切な高度地区の指定による計画的なまちづくりを調査し検討する経費として840万円を計上いたしました。

続きまして、消防防災対策の推進でございます。款7.消防費、主に総務部の事業でございます。

災害から住民の生命と財産を守るため、消防施設及び装備を充実し、消防体制の強化を図るとともに、非常食・毛布等の災害用物資の備蓄、防災訓練を実施いたします。また、引き続き防災行政無線を維持運営し、防災情報・災害時の緊急通報の確保を図ります。

また、平成25年度から、山辺広域消防組合からの非常備消防団事務の移管に伴いまして、消防業務に関する経費も計上いたしております。消防防災対策として1億9,021万円の経費を計上いたしております。

次に、教育・文化等の振興でございます。款 8. 教育費、教育委員会の分野の予算でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児、小中学生のための学校教育の推進でございます。まず、川西小学校建設事業といたしまして 19 億 9,220 万円を計上いたしております。川西小学校については、昨年 6 月議会におきまして、第 1 期工事の校舎棟の建築工事に係る契約の締結について議決をいただき、スケジュールどおりに工事も進捗いたしております。平成 25 年度におきましては、第 1 期工事の後年度分と第 2 期工事、体育館・プール等の部分の経費を計上いたしております。

学校、幼稚園の管理運営につきましては、新年度は小学校の生徒数が 425 名、幼稚園の園児数が 115 名、さらに式下中学校では、全校生徒 362 名、そのうち川西町としては 215 名の生徒数が見込まれ、それぞれ管理費または分担金を計上しております。川西小学校管理費で 2,682 万円、二階堂小学校委託費で 531 万円、川西幼稚園管理運営費として 7,776 万円、式下中学校分担金で 4,272 万円を計上いたしております。

次に、生涯学習の推進でございます。各種講座、文化祭、文化教室の開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理・運営費を計上しております。文化会館管理運営 3,327 万円、各種講座・教室文化祭等 986 万円を計上しております。また、ふれあいセンター、図書館、こどもセンター管理運営費のほか、体育施設の指定管理委託料として 4,740 万円を計上いたしております。ふれあいセンター管理運営で 749 万円、図書館管理運営で 634 万円、すばる・いぶき両こどもセンター運営で 358 万円を計上いたしております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

続いて、特別会計について御説明を申し上げます。

議案第 2 号、国民健康保険特別会計予算についてでございます。

国保会計につきましては、後期高齢者支援金の増加、療養給付費・高額療養費の減少の見通しから、歳入歳出総額は対前年度 818 万円増の総額 10 億 8,525 万円を計上いたしております。

次に、議案第 3 号、後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、人件費等の減少により、対前年度 228 万円の減、予算総額は 1 億 1,262 万円を計上いたしております。

次に、議案第 4 号、介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、地域密着型サービス施設の整備が町内で計画されていることから、これに対する補助金並びに介護サービス等の給付費の増が見込まれますので、対前年度 9,655 万円の増、予算総額 7 億 3,842 万円を計上いたしております。

次に、議案第 5 号、介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計におきましては、ぬくもりの郷におけるデイサービス及びグループホーム事業に要する経費を計上しております。通所介護サービスの増加により、対前年度 1,015 万円増の、予算総額 1 億 2,914 万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。
本事業につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、過去の貸し付けに係る公債費など、対前年度514万円減、予算総額956万円を計上いたしております。

次に、議案第7号、公共下水道事業特別会計予算でございます。

公共下水道につきましては、昭和52年の事業認可以来、ほぼ全域において整備は行き渡ったところですが、当初の整備からは30年以上が経過しております。今後は、老朽化した下水道管を中心に調査・分析を行い、長寿命化計画を策定し、下水道管の改築・更生を実施する必要があります。予算といたしましては、この長寿命化計画策定の委託料等を計上しており、対前年度683万円増の、総額3億3,825万円を計上いたしております。

最後に、議案第8号、水道事業会計予算についてでございます。

上水道事業につきましては、給水戸数3,400戸、年間総給水量100万立方メートルを予定し、水道事業収益2億1,280万円、水道事業費用は2億1,824万円、資本的収入600万円、資本的支出9,623万円を予定しております。

以上が平成25年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成25年度におきましても、乳幼児対策、高齢者対策、まちづくり等の諸課題に対しまして、より一層将来を見据えた長期的な構想のもと、町政の運営に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの町長の提案の第1号から第8号までの中で、第1号議案、一般会計では、災害対策、駅前整備、地域交通対策の3点、それから、第6号議案、住新の特別会計についてお伺いいたします。

順次いきます。まず、災害対策からです。

本年度も従前からの備蓄対応がなされ、また、破堤による水つきや、発生が言われております東南海地震への対応等々、想定される災害に対しまして耐震対応策等を含め、住民の皆さんの避難を喚起し、被災者の安全を確保するべく努められているところでありますが、問題は、これまで各地で発生いたしました災害の教訓を我々としては十分に生かしていくことでもありますし、それらの問題は、日常の取り組みの中に大きく及んでくるものと思います。

そこで、職員における日常的な災害発生時の対応策の訓練を積んでおくことは重要と考えるところではありますが、説明にもありましたけれども、それらへのすべはどう考えておられるか、お伺いいたします。

まずは災害対策をお願いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 担当の部長から御説明申し上げます。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） それでは、防災対策について、私のほうから説明させていただきます。

職員の日常的な防災訓練についてということですが、先ほど伊藤議員の一般質問において町長がお答えいたしましたとおり、現在、災害時職員初動マニュアルを作成中でございます。このマニュアルは、対策本部、総務班、救護厚生班、施設資材班、水道供給班、教育総務班等がそれぞれに活動内容をマニュアル化して、さらに、発生から数時間後、1日後、3日後と時系列で作成をしているものがございます。各班員は、このマニュアルを確認することで、自分たちの役割、行動が判断できると考えております。

訓練につきましては、このマニュアルを作成してから日ごろの訓練等を実施していきたいと、かように考えております。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 先ほどの一般質問のときの話と同じように、マニュアルをそれぞれの職員が読めばわかるようになっていくという話でありました。できてから、とにかく訓練については積んでいくということですが、官民を問わず、大規模災害が発生したときの教訓として生かされているのは、やっぱり訓練を積んでいて、それが本番のときに功を奏して、そう大きなトラブルを起こすことなく安全な避難を十分誘導できたというふうなことが教訓として出てきていますし、その辺、訓練の日常的な取り組みの度合い、ここにかかってくると思います。そこら辺、できてからということでありましたけれども、具体的な見直し等々についていま一度お尋ねをいたします。

それと、被災者の発生の状況、これは想定範囲内ですので、実際起こってこないことにはどうなることかわかりませんが、本町の場合ですと、いわゆる水つき対策、どっちかといいますとそういう感じですので、避難所への避難もあれば、各自自宅で避難してるという状況もあると思います。こうなるとまいますと、大体備蓄して対応しているのは避難所対応のものが中心になってくると思いますので、それぞれ被災されて自宅で避難されてる場合、すぐに水が引けば、それはそれで後片づけということになりますけれども、去年の紀伊半島の集中豪雨のような感じで、2日間で奈良盆地の上で雨量が2,000ミリぐらい降れば、水が引くのもしばらくかかりますし、そういう場合に、そういった備蓄物資のそれぞれの被災者への工面、この辺も想定範囲内にしっかりと入れていく必要性が出てくると思いますし、この間の各地の教訓からも、避難所から自宅に戻った後の手当てがなかなかなかったというのが、被災者の皆さんから共通して出てきている声ですので、その辺の想定についてどういう対応を求められているのか、改める点は改めるということではと考えています。

その辺についての2点、訓練の具体化、また、その辺の想定の中身についてお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） 訓練の具体化でございますけれども、実は一昨年、職員で班長以上、部長、課長になろうかと思っておりますけれども、地域防災計画に基づいた各班の行動について、訓練を一回させていただきます。ところが、幸い川西町は余り大きな災害もなく、地域防災計画についても、我々も含めて職員もなかなか理解していないという部分で、まず何をしたいかというのがわからないというので、文字には書いてあるんですけれども、その被害の状況によって当然活動内容というのは変わってくるので、これは余り役に立たないなということで、これではいけないと。それでしたら、我々総務課がつくって「これですよ」と渡すのではなくて、各班がこういう場合はどういう対応をしていくのかという具体的なマニュアルをつくれればいいのかということで、今、コンサルのほうで提案していただいて、それについて各班で相談していただいて、これはできる、これはできないというようなことから、それも先ほど申しましたように時系列で、発生後何時間、発生後1日とかいう形で取り組んでいけたらいいのかなということで、まずは自分たちの班で何をやるかということを理解していただいてから、それに基づいて訓練をしていったらいいのかなというふうに考えているところで

それから、備蓄については、県の地震の発生、東縁断層とか中央構造線断層では、川西町で約3,000人の方が被災されて避難されるだろという統計をもとに、3,000人をめどに今備蓄をしているところでございます。

ただ、それにつきましては、今、芝議員がおっしゃったように、避難所に来られる方が3,000人ということで、3,000人分の2日から3日分の水なり食料、毛布等々を備蓄しているところでございますけれども、これが御自宅ということになりますと、町といたしましてもそこまでの備蓄というのはちょっと困難な部分もございますので、できる限り自宅で2日から3日間をしのいでいただける備蓄を各御家庭でしていただくように広報しているところでございます。

その件につきましては、20自治会のうち19自治会が自主防災組織を設立していただいておりますので、また自主防災会の中でそういうことも喚起していただければいいのかなというふうに考えております。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、2点目、駅前整備についてお伺いいたします。

こちらのほうは、結崎駅南北にあります踏切の混雑の解消に向けていろいろと声も上がってきておりました、それらも含め、近鉄側からの駅舎の改築等々の話も出てきているとか、いろんな経緯がありまして、町としても周辺の整備計画を、この間、アンケートもして進められてきているところであります。今年度予算化では、事業者や関係住民の皆さんとの間での協議会等々を立ち上げていって、そういった駅前整備の方向性をきちんと立てていこうという予算化がなされているところでありますが、こういう構想については、素案も含めてある程度でき上がってきていますので、周辺の皆さんはもちろんのこと、本町の玄関口になることから、皆さん全体的に、アンケートも入りましたから、一定それなりに関心の

中にも入ってきていると思いますので、そこら辺の全体像を示しながら、住民の皆さんと進めていく側との意思の疎通、これは図っていく必要があるのではないかというふうに感じます。そこら辺、進める側と住民の皆さんとの間での意思の疎通をどういうふうに図っていくお考えかということをお伺いたします。

それから、こういうまちづくりに関することになってきますので、これは問題を絞って、テーマを絞って、必要なときには個々に対応していくというのが、そういう住民の皆さんとの懇談ということでは、町長はこれまでおっしゃっておられる話になりますけれども、いずれにしても、そういうまちづくりに関する問題というのは、テーマがあるときはより関心がありますし、ないにしても、川西町的にいいますと、人口が1万人に満たない、どちらかというところ減少傾向で、こじんまりとしてきていますから、そういう点でいえば、住民の皆さんと膝を突き合わせて懇談を進めていく環境が大きな自治体に比べたらはるかにすぐれていますので、そういう点では、行政関係者、町長初め町幹部の皆さんと住民の皆さんとの懇談が気軽に持てるような場、こういうのは定期開催で進めていけばいいのではないかと従来から言っておりますけれども、そのことに関して、住民参加の機運を高めていくという観点からも、大いにそういう場を設けていってはどうかと思いますが、その辺の考えを改めてお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 毎回こういう計画を進めてまいるときには、いろいろな住民の皆さん方の意見がございます。その中で、芝議員さんからいつも提案がありますのは、住民の皆さんと膝を突き合わせてということでございますけれども、私は、やはりこういう計画は、アンケートによって皆さんの意向を調べて、そのアンケートに基づきながら、いわゆる協議会と申しますか、地域の代表の方々に寄っていただいて、それらを含めた形で案を尽くして、そして皆さんと協議しながらつくっていただく、私はこういう形が一番理想的ではないかなと思います。

特に、こういう一つのテーマを絞って懇談会を行いますと、主張したい人は必ず出席されます。そういう意見だけ大きく声を聞くということは、私はどうかなと思いますので、全体のアンケート調査で、そういうことを特に強く思っておられない方でも、こうしてほしいと思われる方々の意見も入れていかないと、大きい声だけが表に出るというようなことではいけませんので。各町村でやっておられる懇談会とかいうやつについては、それはいろいろな個々の意見が出ると思うんですけれども、テーマを絞ってやってみますと、これだけは言いたい、これだけは主張したいという人だけが特に出てきますので、その意見だけが特に大きくなるということは、私は余り好ましくないんじゃないかなというふうに思います。それは、先ほど申しましたようにアンケートで、そして地域の代表の方が地域全体を掌握していただいておりますので、そういう方々によってつくっていくことがいいと私は思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 常々その御意向は伺っております、なかなか話は平行線です。

テーマを絞る、絞らんというのは、たまたま今はこういうテーマがありますから、テーマがあるときはあるで、やりやすいのではないかというふうに思っただけなんです。ただ、町長がおっしゃってありましたように、テーマがあるのに関係なく、住民の皆さんと行政との懇談というのは、基本的にはあってしかるべきだと思うんです。どちらかといいますと、名称はいろいろですけども、住民の皆さんとの、あれは何と言うのかな、市町村サミットではなくて、市民懇談会でもなくて……、そういうのを比較的進められてきていますのでね。さっきも言いましたけれども、うちの場合は、自治会の数でいいにしても、一月に1つずつではちょっと回り切れませんけれども、2つずつ行けば1年でぐるっと回ろうと思ったら回れますし、そんなことをするのがええかどうかとは思いますが、いずれにしても、そういう点では規模も小さいですので、住民の皆さんとそういう機会を設けることは、決して行政運営には後退になることではないというふうに思っておりますし、そこが、ぜひ町長にということまで勧めてきた問題であります。

先のことですから、これからの川西町のまちづくりについてどう変わっていくかというのは、基本的にはこれから先、どんどん発展していくものだと思いますけれども、その辺改めて、別にテーマを絞ってということではなしに——確かにテーマを絞っていきますと、町長が言うてはるように、主張したい人が出てきはって、その人ばかり意見を出すということが往々にして起こる可能性というのはあるかもわかりませんが、そんなことではなく、もっとぎっくばらんに広く、年に一遍予算書を組んで、広報で予算の中身ですということややるわけですから、そういうふうなことで進めていきながら、回を重ねていきますと、全体の流れでの意思の疎通ができてくれば、お互いに住民が一丸となって川西町のまちづくりを進めていくという機運へと大きく発展していくものだと思います。その辺、改めてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） よく懇談会をされております。これは言うたらいけませんけど、初めて首長になられた方は、そういうことをよくやられます。やはりそれは大事だと思います。住民の皆さんと顔を突き合わせて話をするのは大事だと思いますけど、もうほとんどの方を存じてますので、道を歩いていても一言言うたり、また、いろいろ教えてもらったり。最近はそういうことがありませんので、またそういうことも大事だということを胸に置きながらいきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 次は、地域交通についてお伺いいたします。

これは、先ほどから一般質問でも出ていましたけれども、例のコミュニティバスの試行が昨年からはまりまして、進んでいるところでありますが、この試みは一定成果を得たと私は思います。町長も、走らせてみるに当たって、結局どのぐらいの人がこれを使うてくれはるのか、そこが走らせる前はわからへんで、いずれにしてもそういうこともつかんでいきたい、その上に立ってということや、

この試行の取り組みになったと思います。4カ月やりまして、その辺の試みた成果は十分あったのではないかと考えているところでありまして、その内容の充実に向けてこの1年取り組んでいく、そして関係の対策会といいますか、協議会的なものを立ち上げて具体化を進めていくという予算化がされているところでありまして、大いに結構な話だと思います。

そこで、この取り組みは、いずれにしましても交通の移動手段を欠いた皆さんの便をどう補っていくのかというのが問題の中心点でありますので、そういう点でいいますと、それらの対象の皆さんが一番利用しやすい取り組みの仕方というのは何なのかというのを探っていくのが行政の側の取り組みだと思います。その一つでコミバスを試しに行ったということです。

そういう点で、これも方式がほかにもいろいろありますので、そういう意味では、乗合タクシーのデマンド交通の対策、こっちの試みについてはどう考えておられるのか、それについてお伺いをいたします。

議長（森本修司君） 理事。

理事（坂口 歩君） 地域公共交通についてでございます。

議員お述べのように、コミュニティバスについては昨年から実施してまいりまして、1カ月約四、五百人の御利用をいただいているということで、25年度も引き続き実施したいということでございます。25年度におきましては、今後の運行方法などについて、より地域の実情に即したものとするため、川西町地域公共交通会議ということで、地元の方々あるいは鉄道事業者なども入っていただいて、その中で御意見をいただきながら、今後の方向性を検討していく予定をしております。

なお、この事業の中には、議員が以前おっしゃっておられるように、利用したいけれども利用できなかったというような方々の意見もできれば聞きたいというようにも考えております。

一方、乗合タクシーの形式のことについてでございますけれども、バス形式での試行運転で多くの方に御利用いただいていることを踏まえまして、今後もバス形式で運行を継続する予定をしておりますが、ほかの市町村でデマンドタクシーを実施している事例を見ましても、まず、前日までに予約しなければならないというようなことから、特に高齢の方にはその手続が非常に煩雑で、普及が進んでいないというような話も聞いております。タクシー形式を導入することとした場合、こういう使い勝手をいかに改善できるかという部分についても検討する必要があるというように考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） コミバスの具体化に向けての検討は大いに進めていって、より多くの皆さんの利便向上に寄与する、そういう取り組みになっていけばというのは、お互い同じ思いであります。

乗合タクシー、デマンド交通のほうですけれども、確かに、今、理事が触れられましたような問題点というのは出ていますけれども、全国でもこれはもう大分

たしますから、それでうまいこといかなかったところは大体そうですわ。前日からやってるといのはうまいこといかなかったとこで、うまいこといってるとこといのは、役場もシステムが変わるたびにどんどん更新していかんなんということになってるぐらいに、こちらのほうもシステム改善が大分進んでいまして、今ですと、携帯やスマートフォンの端末が普及してるみたいな感じで、このデマンドタクシーも、タクシー会社と運行主体でのやり取りもほとんどタイムリーにいけるぐらいまで改善されてきているような取り組みになっていきますので、そういう点では、以前からあったような不便さというのは、今は一定改善されていると思います。

問題は、予算的な問題とか、そっちのほうが大きいかと思うんです。要は、今年の検討の中でも、利用したいけれどもできない人に対して、それをどう補足していくかというふうな問題を以前議論していたことから、それらについては何とか補足できるような取り組みをしたいということでしたので、それらも通じて、デマンドタクシーといいますと、いわゆるドアからドアへということで、バス形式でいいますと、ルートがあって時間があってバス停がある、こういうことになります。そういう点でいうと、このバス形式の発展からデマンド交通ということに今日ではなっているかと思っています。その中身は、バスに比べて利便性が悪くなる、不便になる、前日に予約せんなん、こんな形でやりますと、それは全然進みませんが、バスよりもより密に利用できるという、中身次第だと思います。

その辺、試みですので、いろんなことを試しながら、よりよいものを探っていくというのが行政の取り組みの一つだと考えておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますが、何かつかえている理由、こちらのほうは大分腰が重そうなんです、その辺がもしあれば、その辺の方向性と、何かつかえている理由があるならば、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 川西町は東西が4キロで、中心の役場やったら両方から2キロです。川西町は面積が小さい中で、前日に予約してタクシーをわざわざ呼んで走ってもらっても、せいぜい2キロほど、西から東まで行っても4キロですので、もっと大きい市とかだったらある程度はいいかと思うんですけども、川西町内で人が動いてもらおうと思ったら、ちょっとこれは大層過ぎるかなということがまず一つあります。

それから、タクシーの場合は誰でもええというわけにいかないと思いますので、高齢の方とか、足が不自由とかいう条件付きになってきます。そうなってきたら、もう福祉タクシーに任せたほうがいいんじゃないかという思いがあります。

それと、先ほど言いましたように、電話を一旦受けてタクシー会社に言うということになりますと、受ける側で1人確保しておかないといけませんので、これも大変です。やはり川西町の行政面積の中で考えたときには、ちょっと不都合かなと思います。それを外しまして町外まで行ってもらおうということになりました

ら、これはまた大きくなってくる。川西町では国保病院ぐらいはある程度考えてもいいかなと思いますけれども、せいぜいそれぐらいのことで、それよりも遠いところまで行かれるのを助成するとなったら、乗られる方の対象もある程度絞っていかなきゃならんということで、そうやってきたら非常に狭いので、今は、川西町の方々が川西町の中で動く場合、駅とかへ行く場合の足の便を考えて施行してますので、もうちょっと大きい範囲を考えるんだったら、それなりの理由とそれだけの予算も必要ですし、そういうこともあわせて考えていかなきゃなりませんので、今のところは、今申しましたように、お年寄りの方の足の便を確保するというで考えておりますので。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） わかりました。引き続きよろしくお願いします。

次は、議案第6号、住宅新築資金の特別会計でお尋ねいたします。

通告にもありますように、この間、町長と議論を進めてまいりまして、回収の滞った対応をどうするのか、結局最終的には税金をそれに充てていくということになるならば、きちんと示して理解と合意を得る手順、段取りを打っていく必要があるのではないかと、こういう話で議論を進めてきているところであります。

今示されていますのが、約400件近く貸し付けをしまして、ずっと回収が来てますけれども、現時点で長期にわたって滞ってるのが22件ということで、これが昨年の決算の時点でのお答えでありました。その後、滞ってる22件、これに対して動きがあるのかどうか。また、どういう手を打っているのか。打ってるけども動かないのか、もう手の打ちようもないのか、その辺についてお伺いをいたします。

それ以外の、償還が滞らずに進んでいるところでのこの決算以降、24年度中の見込みでいいですけれども、返済の進捗状況についてお伺いをいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 担当の部長のほうからお答えいたします。

議長（森本修司君） 産業建設部長。

産業建設部長（松本雅司君） それでは、貸し付け状況の報告をさせていただきます。

宅地、新築、改修を合わせまして389件の貸し付けがございます。今現在332件が完済しておりまして、57件のものが現在償還中でございます。なお、57件の償還中のうち35件がおおむね順調に償還をさせていただいておりますが、そのうち今年24年度に3件が新たに完済予定でございます。

議員御指摘の22件でございますが、貸し付け時期から年月がたちまして、亡くなられた方や行方不明の方、また生活保護受給者となった方で、今のところ償還状況には変化がございません。引き続き回収管理組合におきまして調査・交渉を行っていただくとともに、国・県の助成制度になるように働きかけていただくとともに、今後も法的措置、またあらゆる方法を模索し、滞納件数の削減に努めたいと思っております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 順当に償還が進んでいるもののうち、見込みとしては今年度3件の完納の予定ということであります。結局、行き詰まっている22件については、今のところ変化なし、こういうお答えでありました。

決算のときのお答えで、要するにこの22件、約6,500万円というのが滞っているというのが現状であるようです。町長としましては、これをきちんと示して理解と合意をとという私とのやり取りの中で、まずはこの22件の滞納については回収に全力を挙げると。その方法としては、国の制度に乗って回収を進めていくと。国の制度というのは、22件が滞っているけれども、結局本人さんがいてなくて、誰も相続もしてなくて、回収の言うて行くところがない、そういうふうなものに対しては国の制度として乗せることができ、それで処理をしていくと。それで処理をした場合は、4分の3が制度に乗りますので、町の持ち出しは残りの4分の1と。ただし、最初にスタートするとき4分の1が出てくるから、町の持ち出しとしては、計算上は事実上ないというのが現行制度だというふうに伺っておりますけれども、この22件については、その制度に乗せてもらうために回収組合のほうでも今頑張ってもらってますけれども、結局制度に乗らないということは、国の見方としては、まだ回収できるという対応になってると。だから、制度に乗せてもらうには結構ハードルが高いといえますか、そういうことになってきていると思います。

ただ、回収を進めていっても、今、部長からお答えがあったように、本人さんがもう死んでおられない、相続をしてはる人がおられない、行方不明でどこにおられるかわからない、こういうふうな状態の方が滞っているところに残ってきてるので、なかなかこれは国の制度に乗せてもらうのも難しいし、かといって回収の見込みがあるのかというと、言うて行くところもなく、回収の見込みも滞っているという物件になってきているように、私としてはこの間のやり取り、説明を聞いている限りでは思います。

しかし、その貸付金の返済は、町から金融機関に対しては返済していっていますので、その残った分というのは、結局のところ、金融機関と町との関係では返済をし切りますから、貸付金の回収ができない分についても返済は町がしてしまうということになりますので、そこは税金の支出になるという問題です。これが一連のやり取りです。

マックスとしては22件で6,500万円ということですので、これがどれだけ縮められるかという話にはなってくると思いますけれども、この間一定この議論を進めてきて、議会の中でも件数や金額等も示してきてもらっていますので、そういう点においては、町長として、制度に乗せてもらうために回収を頑張る、新たな制度をつくってもらう、これは一方で一生懸命頑張る必要がありますけれども、同時に、町から銀行への返済は返済計画どおりに負うていきますので、そういう点では税金の支出は行われるわけですから、そこは住民の皆さんの理解と合意を得るという意味からも、状況の説明をし、きちんと今の状況をつまびらかにすることは何ら支障がないものと思いますので、その辺、ぜひ判断いただいて、踏み切っていただきますように。額と件数と経緯、この額とこの件数はこういう

ことですので、こういう税金の処理になりますという理解を得る必要があると思いますので、その取り組みを求めると同時に、そういう轍を踏んでおく必要があるということについて異論がないと思いますけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今、そういう形で償還してもらってるということが一つあります。それから、組合で、また同じ条件のある市町村はほとんどそういう事例があると思いますので、そういうことも含めて市町村で話し合いをしながら国や県に要望していくということも一番大事なことでございますので。そういう動きを見きわめながら今後のことを考えていかないかんと思いますので、そういうふうにひとつよろしく御理解いただきたいと思います。（「そういう轍を踏むということについてはどうお考えですか」と芝和也君呼ぶ）

その内容によって、やはり考えていかないかんと思いますので、それらを絞って行って、どこまでどうなっていくのかということも含めて、もうしばらく絞っていきたいと思いますので。

議 長（森本修司君） これをもちまして、議案第1号より議案第8号までの総括質疑を集結します。

お諮りいたします。

ただいまの議案第1号より議案第8号までの8議案の討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案第1号より議案第8号までの8議案を厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

日程第13、議案第9号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第43、議案第39号、権利の放棄についてまでの31議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、平成24年度の補正予算について御説明申し上げます。

日程第13、議案第9号、平成24年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。16ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款1.議会費におきまして、人件費の増により38万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款2.総務費 総務管理費でございます。一般管理費におきまして、人件費の増、目10の基金費におきまして、唐院小学校跡地の売却の契約保証金5、

600万円をまちづくり基金に積み立てるほか、減債基金、自治振興基金への積み立ての増により、1億1,039万円の増額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。民生費 児童福祉費 児童措置費につきましては、保育所運営委託料の減並びに子ども手当から児童手当へ制度改正され、給付金に変更されたことによる減等により、1,941万円の減額をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。衛生費でございます。保健衛生費では、予防接種等の接種者の減等に伴い、545万円の減額をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。農商工業費 農業費の土地改良事業費につきましては、国の経済対策予算を活用して、ため池の一斉点検調査を実施するもので、61万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6の土木費 道路橋梁費 道路橋梁維持費におきまして、道路防災総合点検委託に要する経費108万円の増額及び項3.都市計画 都市公園費におきまして、公園長寿命化計画策定業務に要する経費といたしまして4,494万円の増額、並びに住宅費におきまして、公営住宅維持補修工事に要する経費2,921万円の増額につきましては、国の経済対策予算を活用して実施する事業でございます。

次に、23ページをお願いいたします。消防費の災害対策費におきまして、防災事業調査委託の入札差金等により、207万円の減額をお願いするものでございます。

24ページに移っていただきまして、教育費でございます。小学校費 学校建設費におきまして、川西小学校給食施設並びに給食設備の導入経費を国の経済対策予算を活用して実施するなどにより、2億313万円の増額をお願いするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。公債費でございます。公債費は、今後の起債残高の増に対応するため、繰り上げ償還の財源として1億4,852万円の増額をお願いするものでございます。

主なものは以上ですが、このほか、事業の執行により不用が確定したもの、大きな額の変動が見込まれるもの等を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、10ページをお願いいたします。

款1.町税 町民税では、個人及び法人町民税の増収が見込まれることから、9,309万円の増額、固定資産税におきましては、地価下落等の影響により、565万円の減額を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。地方交付税では、普通交付税が決定したことにより、2億1,046万円の増を見込んでおります。

次に、款13の国庫支出金でございますけれども、国庫補助金 民生費国庫負担金におきまして、子ども手当から児童手当へ制度改正があり、給付金額が変更されたことにより、2,286万円の減額を見込んでおります。次に、項2の国庫補助金における主なものといたしましては、土木費国庫補助金といたしまして、経済対策事業に係る補助金の交付等により1,618万円の増、目4の教育費国庫補助金といたしまして、給食施設等の整備に係る補助金として1,858万円の増を見込

んでおります。

13ページをお願いいたします。県支出金 県負担金におきまして、子ども手当 県負担金等の減により130万円の減額、項2の県補助金におきまして、子ども手当システム改修補助金の減等により490万円の減額を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。款15.財産収入では、唐院小学校跡地の売却に係る契約保証金として、5,600万円を増額いたしております。

款17.の繰入金 基金繰入金におきましては、減災基金の取り崩しの取りやめと自治振興基金の取り崩しの額の減により、8,607万円の減額でございます。項2の他会計繰入金につきましては、土地開発基金からの繰り入れを取りやめたことから、1,150万円の減額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。款20.町債におきましては、川西小学校給食施設の整備に関する起債等により、1億9,560万円を計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ4億6,861万円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成24年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,326万円となります。

このほか、繰越明許費といたしまして、6ページでございますが、今般、美幸公園整備事業のほか、今回補正計上させていただいた国の緊急経済対策による補正予算に係る事業等につきましては、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、2億5,482万円の繰越明許費をお願いいたします。

7ページを御覧ください。地方債の補正でございます。

公営住宅建設事業の実績により所要の減額を行いますとともに、小学校給食センターの建設に係る起債、減収補填債等をあわせてお願いするものでございます。

次に、議案第10号、平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

まず、歳出についてでございますが、7ページをお願いいたします。

款7の共同事業拠出金におきまして、保険財政の安定化のための拠出金が一部不要となりましたことから、その他の科目を合わせて、歳出全体では178万円の減額をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましては、2ページでございます。

療養給付費のおおむねの見込みが出てきたことから、款3.国庫支出金 国庫負担金 療養費負担金1,904万円の減額、款7の共同事業交付金におきまして、交付金1,162万円の増、款10.繰越金においては、前年度からの繰越金が確定したことによる増額、款9.繰入金につきましては、基金からの繰入金を減額することにより、財源を調整いたしております。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ11億1,355万円となります。

次に、議案第11号、平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。5ページを御覧ください。

歳出では、職員手当並びに職員共済費負担金の合計15万円の増額をお願いするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充てることとし

ております。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,043万円となります。

次に、議案第12号、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページを御覧願います。

歳出では、人件費の予算科目変更、6ページに移っていただき、介護給付費準備基金積立金の積み立てを行うものでございます。

歳入につきましては、款5の県支出金において、介護保険料抑制市町村特別交付金の交付があることから、款7.繰入金により一般会計からの繰入金の減額を行うことにより、財源の調整をしております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6億9,527万円となります。

次に、議案第13号、平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

款1のサービス収入、項1の介護給付費収入、目1の居宅介護サービス収入において、認知症対応型共同生活介護収入の減により地域福祉基金積立金を財源調整のため減額するもので、歳入歳出それぞれ204万円を減額し、これにより、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億2,369万円となります。

次に、議案第14号、平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。6ページをお願いいたします。

現在、簡保で借り入れている資金について公的資金保証金免除繰り上げ償還を行うための経費で、歳入歳出それぞれ1,542万円を増額し、これにより、同特別会計の予算総額は、5,277万円となります。

次に、議案第15号、平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。7ページをお願いいたします。

こちらにも借り入れている資金について公的資金保証金免除繰り上げ償還を行うための経費で、歳入歳出それぞれ5,981万円を増額し、これにより、同特別会計の予算総額は、3億9,951万円となります。

次に、議案第16号、平成24年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。2ページを御覧願います。

収益的支出におきまして、料金システムのデータ移行に係る委託料の減、水道台帳データ作成業務委託の予算科目の変更、資産減耗費の計上により、2,115万円の増額、資本的支出におきまして、配水管布設に係る委託料及び工事費の減等により、1,444万円の減額をお願いするものでございます。

以上が平成24年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正でございます。

議案第17号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、町の附属機関に川西町まちづくり推進協議会と川西町地域公共交通会議を追加するものでございます。

次に、議案第18号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、子どもセンター運営委員会廃止に伴う職名の削除及び地方税法に対応した固定資産評価委員会委員並びに公平委員会委員の報酬区分の表現の見直し及び固定資産評価委員会委員の報酬額の見直しを行うものでございます。

議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、現行の行政職給料表の名称の改正及び教育職給料表の削除に伴う当該給料表を適用されている職員の新適用給料表への切りかえ等、対応の整備を規定するものでございます。

次に、議案第20号、川西町まちづくり基金条例の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、唐院小学校の跡地を売却した代金を積み立てて、地域産業の振興や地域の活性化に活用するための基金を設置するものでございます。

次に、議案第21号、川西町手数料条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されたことに伴い、外国人登録原票記載事項証明は法務省入国管理局で証明することとなったことにより改正するものでございます。

次に、議案第22号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第23号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての2議案につきましては、第1次地域主権改革一括法による法律改正により条例を制定するもので、内容につきましては、国の基準どおりのものとなっております。

次に、議案第24号、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による改正並びに一般廃棄物の処理手数料を近隣市町村との均衡を図るため改正するものでございます。

次の議案第25号、川西町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について及び議案第26号、川西町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について及び議案第27号、川西町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について及び議案第28号、川西町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について及び議案第29号、川西町下水道条例の一部改正について及び議案第30号、川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、以上の6議案につきましては、第1次地域主権改革一括法による法律改正により条例を制定するもので、内容につきましては、国の基準どおりのものとなっております。

続きまして、議案第31号、川西町消防団条例の制定について及び議案第32号、川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について及び議案第33号、川西町消防団員等公務災害補償条例の制定について及び議案第34号、

川西町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について、以上の4議案につきましては、平成25年4月に消防団事務が町へ移管されることに伴い条例を制定するもので、内容につきましては、山辺広域行政事務組合消防団の設置に関する条例並びに国の基準どおりとなっております。

次に、議案第35号、川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、川西町・三宅町式下中学校組合が共同して就学指導委員会を設置するための規約を定めるものでございます。

次に、議案第36号、磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、要介護認定申請者数の増加に伴い、合議体の数を増加することに伴う規約の変更でございます。

次に、議案第37号、磯城郡障害者認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、障害者自立支援法の改正により法の名称が変更されたことに伴い、規約の中の字句を改正するものでございます。

次に、議案第38号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、山添村、田原本町の委託事務内容の変更及び天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例並びに天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の改正に伴う規約の変更でございます。

続きまして、議案第39号、権利の放棄についてでございます。

これは、山辺広域振興基金の本町分の一部2,990万円を消防庁舎建設事業の財源として取り崩すための権利放棄を行うものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、ただいまの議案のうち、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

これは、教育職を一般職に統一する、そのため給料表を改めていくということであり、要は、財政対策から今般こういうことに踏み切ることにしたのか、その辺の改定の意図の説明をお願いします。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） それでは、私のほうから。結論から言うと、財政対策ではございません。

今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、技能・労務職以外の職員について、全て行政職給料表を適用しようとするものです。教育職給料表と行政職給料表との比較をした場合、初任給や昇給額等に格差があることから、職位の給与バランスが崩れている現状にあります。県内の22の市町村

に照会させていただきましたところ、その半数以上の自治体において、幼稚園教諭についても行政職給料表を適用していること、さらに、本町の他の専門職員においても行政職給料表を適用していることから、今回、教育職給料表を廃止するものです。

廃止に当たりましては、幼稚園教諭に対し十分に説明をさせていただきまして、また、急激な給料の減額が生じないように配慮させていただきまして、理解いただいているところでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） とにかく技能職以外を統一しようと。その場合に、教育の給料表と一般職の給料表とでは、初任給を含め開きがあって、それがどんどん開いていくというふうな形になるから、その辺を是正しようということで、県内の市町村の半数近くは統一しているという説明であったと思います。

事の経緯はそういうことで説明のとおりだと思いますが、今、部長の説明でも、いわゆる教育職を一般職給料表に入れるときの著しい違いが生じないように一定の配慮という言葉もありましたけれども、要は、幼稚園教諭は有資格者であるというところに本来の意味があるというふうに思います。いわゆる教育職給料表があるというのも、そういうことで現に存在しているんだろうと思います。

そういう点で、同じ町の職員であって一定の開きがあるから、それを是正したいということですが、そこら辺は見方によると思いますし、いわゆる有資格者であるというところの意味合いからすれば、もともとの始まりに一定の開きがあって、それがどんどん開いていくという部分の是正というのはともかくとしても、統一の必要性ということについては大いに慎重に考えるべきではないかという判断をするところであります。

そこら辺、いわゆる有資格者である意味合いにおいてどう判断なさるのか、御意見を伺いたいと思います。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 学校教育職というのは、奥野先生が文部大臣をされているときに大きく変更されまして、学校教育に携わる人をしようということなんですけれども、幼稚園の場合は、もちろん学校教育の一環で、資格もございませぬけれども、内容は同じようなことの3年間の繰り返しになります。それを監督する川西町の教育委員会の職員のほうの給料が低いのもどうかというもございませぬし、もちろん資格はありますけれども、保健師にしても資格を持ってるわけですけども、保健師はやっぱり行政職の給料表ですし、保育所も今、川西町は町立の保育所はありませんけれども、保育所の職員も行政職になってくるわけで、そうした中で、やはり均衡がちょっとおかしいんじゃないかというところから調べました。

奈良県下では半分以上の市町村が行政職を採用しておりまして、ほんの少ない町村だけが教育職を採用しているという状況です。そういうことも含めて、川西町の中で仕事をしていただいている皆さん方のバランスをある程度重視をしていくというところからも、今回、幼稚園の先生方にも説明をいたしまして、それぞ

れの先生方がもらっておられる今の給料が大きく変わらない形で行政職に移して
いこうということです、その辺はちょっと御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） これをもちまして、議案第9号より議案第39号までの総
括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第9号より議案第39号までの31議案の討論を省略し、各関係
委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案第9号より議案第39号までの諸議
案を厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますよう
お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より18日までは、各委員会開催のため休会といたします。19日午
後2時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案についての委員
長報告を求めることにいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午後0時26分 散 会）

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成 25 年 3 月 12 日(火) 午前 10 時 開議

日程第 1 議案第 1 号 平成 25 年度川西町一般会計予算について

歳出 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 P. 36～37

款 3 民生費 P. 40～51

款 4 衛生費 P. 52～56

歳入 上記関係歳入 P. 16～

日程第 2 議案第 2 号 平成 25 年度川西町国民健康保険特別会計予算について

日程第 3 議案第 3 号 平成 25 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 4 議案第 4 号 平成 25 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第 5 議案第 5 号 平成 25 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について

日程第 6 議案第 9 号 平成 24 年度川西町一般会計補正予算について
(人件費を除く)

歳出 款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費 P. 18

款 3 民生費

項 1 社会福祉費 P. 18～19

項 2 児童福祉費 P. 19～20

項 3 人権施策費 P. 20

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費 P. 21

項 2 清掃費 P. 21

- 日程第 7 議案第 10 号 平成 24 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 11 号 平成 24 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 12 号 平成 24 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 13 号 平成 24 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 21 号 川西町手数料条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 22 号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 23 号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 24 号 川西町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 36 号 磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 16 議案第 37 号 磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 17 議案第 38 号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

閉会 12 時 56 分

出席委員

委員長	杉井 成行	副委員長	今村 榮一
委員	伊藤 彰夫	委員	松本 史郎
委員	森本 修司	委員	芝 和也
副議長	堀 格		

説明のために出席した者

町 長	上田 直朗	副町長	松本ひろ子
-----	-------	-----	-------

理事 坂口 歩

総務部長兼総務課長 森田 政美

財政課長 西村 俊哉

福祉部長 下間 章兆

住民生活課長 福本 誠治

保険年金課長 海達 順吉

健康福祉課長 奥 隆至

西・東人権文化センター所長

岡田 忠彦

職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘

議会事務局 加護 安光

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成 25 年 3 月 13 日(水) 午前 10 時 開議

日程第 1	議案第 1 号	平成 2 5 年度川西町一般会計予算について	
歳出	款 1	議会費	P. 28～29
	款 2	総務費	P. 29～40
	款 5	農商工費	P. 56～59
	款 6	土木費	P. 59～64
	款 7	消防費	P. 64～66
	款 8	教育費	P. 66～83
	款 9	公債費	P. 83
	款 10	諸支出費	P. 83～84
	款 11	予備費	P. 84
歳入	上記関係歳入		P. 13～
日程第 2	議案第 6 号	平成 2 5 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	
日程第 3	議案第 7 号	平成 2 5 年度川西町公共下水道特別会計予算について	
日程第 4	議案第 8 号	平成 2 5 年度川西町水道事業会計予算について	
日程第 5	議案第 9 号	平成 2 4 年度川西町一般会計補正予算について (人件費を除く)	
歳出	款 2	総務費	
		項 1	総務管理費 P. 16～17
	款 5	農商工費	
		項 4	土地改良費 P. 21
	款 6	土木費	
		項 2	道路橋梁費 P. 22
		項 3	都市計画費 P. 22
		項 4	住宅費 P. 23
	款 7	消防費	P. 23
	款 8	教育費	
		項 2	小学校費 P. 24

款 9 公債費 P. 26

歳入 上記関係歳入 P. 10～

- 日程第 6 議案第 14 号 平成 24 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 15 号 平成 24 年度川西町公共下水道特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 16 号 平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 17 号 川西町付属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 18 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 20 号 川西町まちづくり基金条例の制定について
- 日程第 13 議案第 25 号 川西町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 26 号 川西町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 27 号 川西町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 16 議案第 28 号 川西町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 29 号 川西町下水道条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 30 号 川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 31 号 川西町消防団条例の制定について
- 日程第 20 議案第 32 号 川西町非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 33 号 川西町消防団員等公務災害補償条例の制定について
- 日程第 22 議案第 34 号 川西町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について
- 日程第 23 議案第 35 号 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約について
- 日程第 24 議案第 39 号 権利の放棄について

閉会 12 時 18 分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	石田 三郎
委員	勝島 健	委員	堀 格
委員	寺澤 秀和	委員	大植 正
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長 上田 直朗 副町長 松本 ひろ子

理事 坂口 歩

総務部長兼総務課長 森田 政美

まちづくり推進課長 安井 洋次 税務課長 吉田 昌功

財政課長 西村 俊哉

産業建設部長 松本 雅司 産業建設課長 吉岡 伸晃

教育長 山嶋 健司

教育次長兼教委総務課長 栗原 進 社会教育課長 廣瀬 行延

水道部長心得 福本 哲也

会計管理者 寺澤 伸和 会計課長 前川 卓

職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘

議会事務局 加護 安光

欠席委員及び職員

上下水道課長 中川 栄一

平成 2 5 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

平成25年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成25年3月19日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成25年3月19日 午後2時宣告	
出席議員	1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	町長 上田直郎 副町長 松本ひろ子 教育長 山嶋健司 理事 坂口 歩 総務部長 森田政美 福祉部長 下間章兆 産業建設部長 松本雅司 会計管理者 寺澤伸和 教育次長 栗原 進 水道部長心得 福本哲也 財政課長 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職 務のため出 席した者の 職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 達也	
本日の会議 に付した事 件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	11番 芝 和也 議員	12番 大植 正 議員

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成25年3月19日（火）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 議案第1号～39号 質疑・討論 採決

(午後 2 時 0 0 分 再 開)

議長 (森本修司君) これより、平成 2 5 年川西町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 1 1 日の定例会において上程されました議案第 1 号、平成 2 4 年度川西町一般会計予算についてより、議案第 3 9 号、権利の放棄についてまでの 3 9 議案につきましては、各所管の常任委員会におのおの付託されておりますので、この際、一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、杉井成行。

厚生委員長 (杉井成行君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る 3 月 1 1 日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3 月 1 2 日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号、平成 2 5 年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、新年度予算における福祉施策の取り組みの状況と基本方針についての質問があり、当局より、「景気の低迷や核家族化などの社会状況等から、特に子育て世代や高齢者への支援が重要であると認識している。今後も肺炎球菌ワクチンなどの任意予防接種の助成等町単独で助成している事業についても継続していきたい」との回答がありました。

また、委員より、児童福祉費において行動計画策定委託料についての質問があり、当局より、「消費税が平成 2 7 年 1 0 月に 1 0 % に引き上げられる場合、最速で平成 2 7 年 4 月に子ども・子育てに関する新制度を本格施行することが想定される。そのために子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がある、新年度において事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上している。また、児童福祉法の改正や子ども・子育て支援法の具体的な内容が示されていないので、国や県の方針が出た段階で策定委員会等の設置を検討したい」との回答がありました。

また、委員より、任意予防接種事業について質問があり、当局より、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種では、接種者が非常に少ないので、事業が有効に生かされるよう高齢者にわかりやすい啓発に努めたい。また、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種となったことから、個人負担はいただかないようにしたい。なお、財源については、平成 2 5 年度における住民税の年少扶養控除の廃止等による地方税増収分や普通交付税での算入を予定している」との回答がありました。

また、委員より、平成24年度の保健衛生費の予防費において、健康増進計画、食育基本計画の予算計上があったが、新年度予算におけるその計画に基づいた取り組みについて質問があり、当局より、「平成24年度健康づくり協議会において、川西町第2次健康増進計画及び第1次食育推進計画を制定させていただきました。当計画の原案は健康づくり協議会において平成25年2月14日に承認をいただきましたので、計画に基づいた事業は計上しておりませんが、計画を策定する段階で第1次計画の実施状況等検証しておりますので、健康診断などの受診率の向上や予防接種の接種率の向上対策等について予算には計上しておりませんが、適切に対応してまいりたい。また、平成25年度当初予算に反映させることはできませんでしたが、平成25年度において当計画を住民周知してまいりますとともに、健康づくり協議会で提案のあったウォーキングマップ作成や、計画書では本町の特徴や課題を踏まえ、長期的・総合的な観点から、乳幼児期から高齢者で各ライフステージ別にそれぞれの取り組みを設定させていただいておりますので、町民の健康づくりについて、本人、家族、地域・職場、仲間、行政・学校等関係機関、各種団体とも協議しながら計画を推進してまいりたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、福祉医療費助成事業における町単独施策で対応している乳幼児医療費助成事業のさらなる拡充について質問があり、当局より、「小学生及び中学生の通院に対する助成等の制度の拡充については、近隣の状況等も踏まえ、今のところ考えていない」との回答がありました。

また、委員より、ごみ処理量の推移とごみ減量化に対するさらなる取り組みとして、可燃ごみにおける紙類の分別収集について質問があり、当局より、「可燃ごみについては、平成23年度において河川堤防の除草による事業系の処理量が増えたことにより増加したが、平成24年度については、事業系の処理量は減少傾向にある。家庭から排出される生ごみの1人当たりの排出量は、ごみ有料化以後一旦減少したものの、徐々に増えつつある。また、新聞・雑誌等の紙類は資源ごみとして地域の子ども会や自治会の資源回収団体が定期的実施しているため、町では新聞等紙類を個別に収集する予定はない。今年度ごみ分別収集のリーフレットをわかりやすいものに作成し直し、可燃ごみから紙類、缶類からアルミ缶の分別を促すとともに、資源回収団体への排出協力を周知し、資源ごみ再利用の推進に努めたい。ごみ減量化については個人の意識改革が重要であると考えているので、引き続き広報川西等で啓発に努めたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成25年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

続きまして、議案第2号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、国民健康保険の広域化の現状と見通しについて質問があり、当局より、「平成22年12月に定められた奈良県国民健康保険広域化支援方針により、県単位の広域化に向けた環境整備のため、保険財政共同安定化事業の拡充等について、担当課長で構成するワーキンググループで協議しており、平成24年12月に最終報告をまとめたところです。それに基づいた各首長に対するアンケート結果では、

平成27年度から統一保険料で実施すると回答した団体が25団体あり、少なくとも平成30年度から広域化になるのではないかと、なお、統一化になった場合、本町の保険料は若干上がるものと見込んでおります。また、運営体制については、国民健康保険法で市町村は国民健康保険を運営すると規定されていますので、法改正がない限り、後期高齢者医療制度のように広域連合で運営となる見込みである」との回答がありました。

また、委員より、国民健康保険会計に対する政策的な一般会計からの繰り出しについて質問があり、当局より、「平成20年度より実施している特定健康診査事業の内容について、受診しやすいように集団健診を6回実施し、そのうち3回を土曜日や日曜日に実施することで受診者数を増やし、特定保健指導を充実することで自分自身の健康に関心を持っていただき、生活習慣を改善することにより、将来の医療費の抑制を図っているところです。一般会計からの政策的な繰り出しについては、一般会計での住民の健康づくりの推進や国民健康保険で実施する保健事業の最終的な目的は同じであるが、特別会計や公営企業会計については、原則単独採算で運営すべきと考えているところから、従来より基準に係る部分のみの繰り出しとしているところである。今後においてもこれを継続していきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、平成24年度の収支見込みについて質問があり、当局より、「表面上の収支については2,700万円程度の黒字となります。ただし、実質の単年度収支については、平成23年度の繰越金が4,400万円あったことから、約1,700万円の赤字となります」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、平成25年度川西町国民健康保険特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第3号、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、保険料が未納となっている人数と、被保険者証を未交付としている者の有無について質問があり、当局より、「保険料が未納となっているのは普通徴収に該当する方で、6名の方が未納となっている。主な理由としては、制度に対し不満を持った方で、電話等での督促や啓発の方法について見直しを行ったことにより、未納については解消されてきている。また、被保険者証の未交付者については現在いないが、将来的には国民健康保険のように短期証の発行も検討したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第4号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

委員より、保険料が未納となっている原因について質問があり、当局より、「先ほどの後期高齢者医療と同様に、普通徴収の方が未納となっているが、未納の原因も介護保険制度に対し不満を持っている方が大半である。負担の公平の立場から、滞納の解消に向け引き続き努力したい」との回答がありました。

また、委員より、地域密着型サービス施設整備補助について質問があり、当局より、「介護事業計画に基づくもので、サービス利用者の利便性に対応したサービスを効果的に提供する観点から、町内での設置を今年度募集し、県補助金を受け対応したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第9号、平成24年度川西町一般会計補正予算について、委員より、児童措置費における子ども手当から児童手当への制度変更による影響について質問があり、当局より、「対象児童延べ200人の減少と制度変更による所得制限の導入により当初予算額より440万円の歳入減となったが、歳入は国庫負担金や県負担金の負担率が制度変更により変わったため、歳出の削減額以上の1,740万円の減となり、結果として町負担額が1,300万円増加した」との回答がありました。

次に、議案第10号、平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第11号、平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第12号、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第13号、平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、議案第21号、川西町手数料条例の一部改正について、議案第22号、川西町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第23号、川西町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての6議案については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第24号、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、一般廃棄物処理計画の公表について告示することから努力義務に変更されたことによる住民周知の方法と処理手数料の改正について質問があり、当局より、「掲示板に告示しても住民には周知できているとは言えず、広報紙等で周知するほうがより現実的であり、計画書については、現課に来ていただけたら閲覧できるように対応したい。また、事業活動に伴い排出される一般廃棄物処理手数料について、1キログラム当たりの処分に要する委託料に1円を加算した額に改正したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第24号、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、承認いたしました。

次に、議案第36号、磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について、議案第37号、磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更について、議案第38号、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についての3議案については、いずれも提案説明どおりであり、承認いた

しました。

最後に、町長より、住民監査請求に係る監査委員からの改善要望に対する水道部の対応状況の概要について報告がありました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務・建設経済委員長（中嶋正澄君）　　議長の指名により、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成25年3月13日開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

冒頭に委員より、「平成25年度予算に島の山古墳整備予算が計上されているが、その中身及び整備着手の予定時期について」の質問があり、当局から、「本年度の予算は平成21年度に見直しを行った基本構想について、事業実施に向けての見直しを再度行おうとするものである。見直しを行った後、基本計画、基本設計、実施設計策定後の平成29年度より整備を計画している」との回答がありました。

また、委員より、「島の山西側にあるトイレの改修予算が計上されているが、これについてどのような改修とする予定か」との質問があり、当局から、「全面改修とすることは、今後の整備計画との関係からも予定していない。トイレの清掃を含め、利用者が利用しやすい環境となるような整備にとどめておきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「体育施設の管理において清掃費が計上されているが、これは指定管理者である川スポ負担とすべきではないのか。また、子どもセンターにおいて、いぶき子どもセンターのみの予算計上となっているが、すばる子どもセンターについてはどうなのか」との質問があり、当局より、「指定管理を導入する際にプロポーザル参加者に提示を行った仕様において、日常清掃は受託者、ワックスがけ等の定期清掃については町で行うこととなっている。また、子どもセンターの清掃費については契約が一本となることから、いぶき子どもセンターの予算にすばる子どもセンター分も含め計上している」との回答がありました。

また、委員より、「川スポと体育協会の町での位置づけ並びに体育協会の必要性について」質問があり、当局より、「川スポ、体育協会の各役員の方についてはほとんどが重複しているが、競技スポーツに取り組む体育協会については、日体協、県との関係、競技会等への参加資格という面から、町としては必要な部門となる。なお、川スポについては、子どもから高齢者までの健康スポーツを主目的に取り組んでもらっている」との回答がありました。

また、委員より、「地方公務員の給与削減と、これによる地方財政への影響について」質問があり、当局から、「平成24年度の本町のラスパイレス指数は100.1となっているが、過去5年は91から92と、はるかに低い水準を保っている。

また、職員数も平成9年から平成24年度の間において23人減少させており、国と比較して大きな削減努力をしていることから、現時点では国からの給与削減に応じる予定はない」との回答がありました。また、地方財政への影響については、「地方交付税の算定基礎となる単位費用などの数値は、既に7.8%の給与減額をもとに行われているため、交付税に関して、通常の部分では全国一律に減額となる。しかし、ラスパイレス指数が低い自治体や人員削減努力を行った自治体に対して支援措置がとられるので、財政的には影響は緩和されている」との回答がありました。

また、委員より、「昨年11月から実施しているコミュニティバスの利用者について、月400から500人の利用者があると聞いているが、1便当たりになると、ごくわずかな利用となる。創意工夫し、利用者増を図る必要があると考えるが、その検討状況について」の質問があり、当局から、「4月からの実証運行については、試行運転の結果を反映させ、停留所の増設と便数増を計画している。平成25年度に実施する地域公共交通会議においても、利用者増に向けた方策を検討したい」との回答がありました。

また、委員より、「コミュニティバスの運行に、土日も運行してほしいと地域から声が上がっているが、土日運行についての検討状況について」の質問があり、当局から、「土日の運行については今のところ検討していないが、来年度の地域公共交通会議において検討する」との回答がありました。

また、委員より、「学校給食における食物アレルギーに係る対応について」質問があり、当局より、「卵食においてアレルギーの除去対応を行っている。事故等が起きないように、保護者との情報連携、給食提供時における管理の徹底、マニュアルづくりを行って安全を期している」との回答がありました。

また、委員より、「新1年生に係るクラスの設定の予定について」質問があり、当局より、「本年度入学となる普通クラスの編制の対象となる1年生は61名の予定であるが、この人数の場合、国の教員加配には該当しない。2年生についても同様である。しかしながら、教育委員会としては、1年生、2年生については県の少人数授業・学級の加配も活用しながら、1クラス30人以下の学級編制を行っていきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員から、「防災行政無線の入りにくい家屋への対応について」質問があり、当局から、「電波の届きにくい地域では、外部アンテナの接続を実施している。状況により個別に対応していく」との回答があり、さらに、「防災行政無線のデジタル化や今後の防災無線のあり方について今後検討していく中で、戸別受信機についても検討する」との回答がありました。

また、委員より、「唐院小学校跡地の土壌改良補償費について」質問があり、当局から、「木製遊具の腐食防止剤として使用されていた防腐剤によると推定される土壌汚染があり、それに係る調査費と土壌改良に係る経費を補償するものである」との回答がありました。

また、委員から、「結崎駅周辺地域整備事業のスケジュールについて」質問があり、当局から、「平成25、26年度は、住民の代表者等で組織する懇談会と交通事業者等で組織する連絡協議会を設置し、平成24年度に作成した基本構想をもと

に基本計画を策定し、平成27年度において事業計画の作成、平成28年度で事業実施を目指している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成25年度川西町一般会計予算、議案第6号、平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号、平成25年度川西町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号、平成25年度川西町水道事業会計予算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第9号、平成24年度川西町一般会計補正予算について、議案第14号、平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第15号、平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について及び議案第16号、平成24年度川西町水道事業会計補正予算については、提案どおり承認しました。

続きまして、議案第17号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第18号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第20号、川西町まちづくり基金条例の制定について、議案第25号、川西町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、第26号、川西町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号、川西町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第28号、川西町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第29号、川西町下水道条例の一部改正について、議案第30号、川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第31号、川西町消防団条例の制定について、議案第32号、川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について、議案第33号、川西町消防団員等公務災害補償条例の制定について、議案第34号、川西町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について、議案第35号、川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約について、議案第39号、権利の放棄については、提案どおり承認しました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

なお、町長並びに水道部長から、住民監査請求を受け監査委員からの改善要望に対する対応状況について途中経過報告があり、6月議会には調査結果等詳細について報告するとの報告がありました。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に

入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、ただいま厚生、総務・建設経済の両委員長から報告がありました、議案第1号、平成25年度川西町一般会計予算についてより、議案第39号、権利の放棄についてまでの新年度の一般会計、特別会計の各予算案、24年度の一般会計並びに特別会計の各補正予算案、それから条例の設置並びに改定等、今般提出の39議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、1号、2号、6号、8号の25年度の一般会計、国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、水道事業会計の4本の予算案と、19号の一般職の職員の給与に関する条例改定の以上5議案に対しましては反対、以下34議案には賛成するものであります。

まず、予算関係であります。住民の皆さんを取り巻く現下の経済情勢は依然厳しいことには変わりはありません。若干ぼやっとなるような、ならんような雰囲気だけはあるような兆しはありますが、実感して先の見通しが開けてきたなというような感覚はなかなか定まらずというのが、大方の皆さんの見方です。こうした中、昨年末の総選挙で政権与党の入れかえがあり、発足した安倍内閣の進める施策が打たれ始めていますが、問題は、景気の回復起動の決め手であり、国民全体の消費購買力をいかに高めるのかにありますので、その点では雇用問題の解決が急務でありまして、問題の非正規労働を解消し、正規雇用のもとで働く皆さん全体の可処分所得を引き上げ、我が国GDPの6割を占める個人消費をしっかりと喚起する取り組みが求められていることは、改めて言うまでもありません。国のかじ取りが実際こうした方向に働くよう、我々も住民の皆さんと一緒にその改善と取り組みの実効ある措置を求めていこうではありませんか。

こうした下で、本町など自治体が置かれている状況は、一層民意に耳を傾け、その意を酌み取り、暮らし応援に取り組むことにほかなりません。この点では、町長御自身も、地方行政の基本姿勢として子育てや高齢者対策を中心に、しっかりとこうした暮らしの応援策に取り組む旨、その意を表明なさっておられますように、地方行政の今日的な役割の中心はこの点にかかっているものと存じますし、この間のこうした町長の姿勢を反映した本町での取り組みに対しましては評価申し上げる次第であります。

同時に、地域経済の発展にも力を注がねばなりません。町有地を活用した企業立地や駅前周辺整備の構想を練る等、この方面でも手だてが打たれているところではあります。地方レベルでこうした活性化策を打つにしても、それにはおのずと限界もありますし、経済規模の問題もありますので、そこは創意と工夫の要るところでありまして、いかにその取り組みが地域の実情につながっているかが一つの見きわめです。本町の場合は、どちらかといえば、この点では農地を中心として一定の環境に恵まれた居住地という側面が大でありますから、そういう点では、居住地に即した施策が必然的に求められてくる問題でありまして、ここに資するか否か、これが取り組みを図る上での一つのターニングポイントにもなり得る問題と心

得ます。

地域経済の活性化策は非常に難しい問題ではありますが、地域の中でお金がいか
に還流するかが基本であります。そういう点では、町域の狭い本町のような条件で
は極めて不利ではありますが、そこは知恵と工夫の見せどころでありまして、後の
述べることも重なりますが、みんなで知恵を絞ることが大切ではないでしょうか。
これには、規模からして、本町の場合は結構好条件と存じます。要は、みんなで知
恵を絞るということでもあります。

町域6平方メートルとはいえ、行政としての取り組みは多方面に及びますので、
全てを漏れなくとはなかなかありませんが、自治体として踏まえるべき視点は規模
の大小にかかわらず同じでありますし、また、本町の場合はこじんまりとしている
からこそ、地の利という点では大いに有利に働く側面も大でありますので、積年求
めてきている問題であります。デマンドタクシーの試み等地域交通の充実・発展、
エネルギー問題や温暖化問題としても、また経済対策としても自治体の施策として
は有効に働きます住宅リフォームや太陽光パネルの設置と自然エネルギー対策、力
点が置かれてきている住民の健康対策でありますので、通院も含めた子どもの医療
費の助成を手がけるなど、それらの一層の充実、ごみの分別と資源化の強化等々を
求めるとともに、住民の皆さんとの意思の疎通を高める上でも、お互いの持つ情報
を共有する上でも、役場の取り組みを知っていただく上でも、ともにまちづくりを
進める上でも、町長ら役場幹部職員の皆さんとの意見交換的な場としての懇談会を
催すことを引き続き求め、本町の発展に向け、その実施に当たられんことを求めま
して、本予算案には反対するものであります。

次に、国保会計についてであります。

実質の単年度収支が赤字に転じて以来、その傾向には変化が見られませんが、そ
れは本町国保の加入者を取り巻く状況と今日の国保の特徴があらわれているものと
心得ます。所得200万円以下が優に加入者の8割を超える状況にあり、今後もこ
の傾向の増加は避けられませんし、また加入者の年齢分布でも60歳以上で大勢を
占めていますので、社会的に働く中心世代が占めることになっていないというのが
国保の特徴でありますので、必然的に収入に比べて支出がかさむこととなり、収支
が赤字にならざるを得ないということでもあります。この改善は、その一つとして、
国の国保に占める拠出の割合を、現在の医療費の半分から、もともと拠出していた
国保会計全体の半分へ置きかえることなしには、早晚立ち行かなくならざるを得な
い問題を抱えていることとなります。この傾向は、現在進行中の国保の全県一本化
においても本質は同じでありますから、保険者が幾ら変わったとしても、改善され
ることにはつながりませんので、当座は一本化されるまでの運営が見通せれば、そ
れでよしとはいかない問題であります。

他方では、税収の確保か、あるいは医療費の抑制かという問題でありまして、前
者は税額の引き上げを伴うことでもありますので、所得収入が限られている以上、こ
こでの負担増は望めません。ならば、健康度を引き上げて、住民の皆さんに達者で
過ごしてもらおうすべを講ずることに力点を置いて、保健事業に努めることありま
す。これは非常に息の長い話でありまして、取り組んですぐに結果がついてくる問

題ではありませんので、すぐには目に見えませんが、大事な取り組みであります。現在、特定健診の受診率の向上に努められているところではありますが、以前実施していたドック事業等への補助事業の復活をさせるなど、その取り組みの強化を改めて求めるものであります。

また、一般会計でも同様の観点から予防保健事業に取り組まれていますので、本会計に対しても政策的な観点からの経費として一般会計など他会計からの繰り入れがあってしかるべきと考えます。この点は議論が平行線ですが、一般会計で使うにせよ、特別会計で使うにせよ、その目的は同じでありますから、税収の赤字を埋めるものではありませんので、使い方において生じる矛盾はどこにもありません。改正の独立の原則は原則ですが、そこは自治体の姿勢として、住民の健康度を引き上げ、元気に過ごしてもらい取り組みとして実施されんことを引き続き求めるものであります。

また、一本化に向けましては、その運営主体が現行では広域連合とならざるを得ないとのことでありますので、これは避けねばならない問題と心得ます。保険者が連合体ということになりますと、誰が運営しているのか等々、その責任の所在がはっきりしませんので、保険者としては実務的な対応にならざるを得ません。この点が懸念されますので、本町からも声を大にして、運営主体が自治体となるよう、制度的保障を取りつけるよう要望されんことを申し添えます。

次に、住宅新築資金についてであります。

小集落改良事業など同和地区における環境改善の一環で取り組まれた貸し付けであります。取り組みとしては非常に有効な事業であります。問題は、その貸付金の返済が滞って焦げついた場合、このままでいきますと、その分の穴埋めは税金で補填することになるということでありまして、これは住民の皆さんの納得と合意なしに進めることはまかりならない問題と心得ます。

現時点での返済の滞りは22件で、額は6,500万円ということであります。これをどうするのかということですが、これまでの議論で町長は、まずはこの未回収を残さないために、あらゆる方法を講じて改修に努めて、絞り込んで、結果、残った場合について住民の皆さんに説明し、理解を得る旨の意向をお示しであります。実際ここ数年回収は進んでいませんし、動きがあるのは、制度として国が税金で処理をしてくれる条件に乗った物件だけあります。現在残っている22件については、国の制度処理に乗せることもすべの一つとしてお述べであります。動いていないということは、断定はできませんが、それもそう望めないというあらわれではありませんか。本会計で本町が負っている返済残高は3,300万円程度ということありますので、残額からしますと、回収の滞り分を一定金額的には穴埋めをしていることに事実上は既に入っておりますので、住民の皆さんへの説明には時間の猶予はありません。予算の執行に当たりましては、会計処理とは別に、この点での問題の整理を行い、住民への説明を抜きに進めることは、問題の性質上、賛成できません。

次に、水道会計についてであります。

水道事業は公営企業としての取り組みでありますから、その事業の収支は当然問

われる問題であります。地方公営企業法では福祉の増進に努める旨明記されていることは、御承知のとおりであります。ということは、収支のみにとらわれてはいけな性質も加味した企業会計ということでありまして、運営においては特段の努力が図られているものと存じます。

今般、本会計の会計処理におきましては、住民監査請求がなされ、そのことで監査委員から業務の改善が指摘されているところでもありますので、管理者である町長からも、善処する旨、さきの本会議でも報告がなされておりますので、事務の改善に努められんことをまずは求めるものであります。

また、従前から主張しておりますように、本会計への政策的な一般会計からの繰り入れの問題、それから、加入分担金を営業収入ではなく資本収入として処理する問題等々、議論は平行線ではありますが、引き続きその改善を求めるものであります。

町長は、特別会計は事業の独立の観点で、会計においてもその独立の原則を貫く旨、常々おっしゃっています。これは、せっかく特別会計で別立てにしているにもかかわらず、一般会計等他会計から繰り入れますと、何もかもごっちゃになり、お金の流れとして、どこがどうなっているのか識別不能になる懸念からのことと存じますが、実際どの会計であれ、本町の住民施策の一環として取り組んでいることでありまして、本町が取り組む行政サービス以外の何物でもありません。使途はそこへ投入する経費でありますから、事の性質をきちんと整理をしておけば、懸念しておられるような問題には至らないものと存じます。

改めまして、政策判断の根本においてこの点を精査されんことを求めまして、本予算案につきましても反対するものであります。

以上、一般会計、国保会計、住新会計、水道会計の各予算案4本についてであります。

次に、議案第19号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本条例案では、今般、幼稚園の先生の給料も一般職の給料も同一にしようということで、給料表の改編を行おうとするものであります。基本的に教育職であります幼稚園教諭と一般職職員の給料は別立てであってしかるべきと存じます。議論を通じて町長は、町の保健師も有資格者であるが、一般職として採用している旨のお話がありましたが、ならば、今般のように幼稚園教諭を同一にするのではなく、有資格者である保健師を別立てに改めればよいものとする次第であります。そこには町職員としての給与における格差等の矛盾のあらわれから、その改善に向けてのことのようではありますが、格差の内容においては改善があってもしかるべきと存じますが、有資格者である意味は重要でありまして、本来はここを考慮して給料等の規定を設けるべきと考えますので、本条例案については反対する次第であります。

以下、今般上程の25年度予算案では4本、24年度の補正予算案では8本、条例案等では22本ではありますが、これらにつきましても全て賛成するものであります。

最後になりましたが、町長御自身、さきの本会議において、本年8月の任期をもって町長の職を辞する旨、その意向を表明されましたので、今申し上げてまいりま

したように、これまで町長と議論を重ねてきた問題に関しまして、私との間では議会の場での直接のやり取りにはもう幾らも時間が残っておりませんが、最後までひとつよろしくお願い申し上げます。町長とは政治的な立ち位置には違いがありますが、地方行政としての川西町が住民の皆さんの意に沿い、しっかりとその願いに応じて、身近で役立つものとして発展することはともに目指すところでありますので、今後におかれましても一層お力を発揮されますよう願いたしまして、上程案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。本議会に提出されました各議案につきまして、賛成の立場から、若干の要望も含めまして補強の討論をさせていただきます。

まず、議案第1号から第8号までの平成25年度の各予算案についてでございますが、それぞれ非常にバランスのとれた予算であると評価をいたします。

その中で、特に玄関口であります結崎駅周辺の整備、唐院工業団地周辺の整備、それから島の山古墳の——修正になりますが——整備構想、いずれもこれからの川西町をどう構築していくかという問題であります。新しい川西町をつくっていくスタートという意味で非常に前向きな予算であるというふうに評価をいたします。

これらの予算の執行に当たりまして、特にまちづくりという観点から若干申し上げたいと思うんですが、当川西町の特色を生かすという意味で3つの要素があるんじゃないかと思えます。まず1点目は、コミュニティあふれる住宅ゾーン、遜色のない工業ゾーン、そして川西町の特色である歴史的な存在のある田園風景、この3つをどのように配置して、川西町を住みたくなるまち、住んでよかったまちというのを実現していくかということだと思えます。これらにつきましては今後進めていくわけではありますが、まずスタート時点におきまして、しっかりとそれぞれのコンセプトを押さえて取りかかっていくことが必要ではないかというふうに思えます。

現在、寺川の南側の田園風景のところには大きな変化が起こっておりますが、いずれにしても美しいまち並みを守っていこうとすると、できるだけいろんな情報を早くキャッチして、そしてあらゆる機関といいますか、人たちが知恵を出し合って守っていくということが必要んじゃないかというふうに感じるところであります。

皆さん、テレビで美しいヨーロッパのまち並みをよく見られると思えますが、彼らはあの美しいまち並みを守るために、やはり不断の努力をしているわけでありまして、いつも花がきれいに咲いていますが、放っておいたら花というのは枯れるわけでありまして、いかに努力しているかということがわかると思えます。もちろん、ヨーロッパとは気候風土が違いますから、特に雨量の多い亜熱帯地域に属し、なおかつ広葉樹林帯に属する当地では、ヨーロッパのようなまち並みは実現できませんけれども、ああいう美しいまち並みを維持していくという点においては、学ぶところが非常に多いんじゃないかと思えます。そういう意味で、まちづくりを担当される方は、一度ヨーロッパのまち並みを見てこられたらどうかと思えます。今でしたら30万円もあればヨーロッパへ行けますから、町の費用で行かせてやってはどうか

かということをお願いしたいと思います。

次に、健康管理についてであります。どうしても介護にまつわる費用がどんどん増加してきております。これは、やはり平素の健康診断や健康指導の受診、それから、もう1つは、先ほどの委員長報告にもありましたが、健康づくり協議会で提案のありましたウォーキングの場をつくることだと思います。阪神甲子園球場の手前に武庫川という川があります。あそこの堤を見ますと、夏場は別ですけども、四六時中ウォーキングをしている人、ランニングしている人、絶え間なく人が歩いている、あるいは走っている、こういうところあります。誰が見ても、あそこは歩いてみたくなるわけですね。あそこまできれいに整備することはないと思いますが、川西町の特色である自然豊かな風景を生かした、歩いてみたくなるウォーキングルートというのをつくっていいんじゃないかと思います。まちづくりの担当の方と福祉の担当の方が連携を深めて、いろいろ案画を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、議案第9号から第16号の補正予算についてであります。いずれも必要なものと認めます。その中で、特に一般会計であります。歳入増を無駄に使うことなく、公債の前倒し返済や基金に積み立てたというのは、極めて懸命な策と評価をいたします。

やはり行政は、民間でも同じでありますけれども、節約を旨として厳しく対応していくということが必要だろうと思います。南海トラフの震災がいつ起こるかわかりませんが、やはり節約しておいて、東日本大震災を見られてもわかりますように、そのときにはどれだけお金があっても足りないぐらいの自治体の出費が出てくるわけありますから、そういう意味で、こういう対応は必要なものだというふうに思います。

それから、議案第17号から39号までの各議案であります。いずれの議案も法改正や現状に沿った改正でありまして、必要なものと認めます。

以上、各議案に賛成するものであります。

以上でございます。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第3号より議案第5号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第18号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号から議案第39号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただいたことに対し、議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、各議員から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町議長 (上田直朗君) 平成25年第1回川西町定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました当初予算を初め各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、審議を通じまして議員各位からいただきました御意見や御指摘を参考にしながら、これからも堅実な財政運営を基本として町政の諸課題の解決に取り組んでまいりまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成25年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時04分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月19日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第1号	平成25年度川西町一般会計予算について	3月19日	原案可決
議案第2号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第3号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第4号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第5号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第6号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第7号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第8号	平成25年度川西町水道事業会計予算について	3月19日	原案可決
議案第9号	平成24年度川西町一般会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第10号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第11号	平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第12号	平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第13号	平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月19日	原案可決
議案第14号	平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第15号	平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第16号	平成24年度川西町水道事業会計補正予算について	3月19日	原案可決
議案第17号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第18号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	3月19日	原案可決
議案第20号	川西町まちづくり基金条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第21号	川西町手数料条例の一部改正について	3月19日	原案可決

議案第 22 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 23 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 24 号	川西町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 25 号	川西町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 26 号	川西町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 27 号	川西町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 28 号	川西町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 29 号	川西町下水道条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 30 号	川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 31 号	川西町消防団条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 32 号	川西町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 33 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 34 号	川西町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 35 号	川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約について	3 月 19 日	原案可決
議案第 36 号	磯城郡介護認定審査会共同設置規約の変更について	3 月 19 日	原案可決
議案第 37 号	磯城郡障害認定審査会共同設置規約の変更について	3 月 19 日	原案可決
議案第 38 号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について	3 月 19 日	原案可決
議案第 39 号	権利放棄について	3 月 19 日	原案可決